

未定稿（R7.3.18時点）



生乳需給安定クロスコンプライアンス 説明会



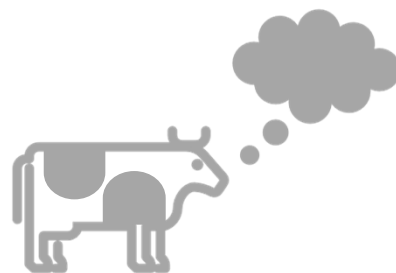
令和7年3月

農林水産省
畜産局

～ 目次 ～

I	クロスコンプライアンス導入経緯	・・・ 2
II	クロスコンプライアンス制度の概要	・・・11
III	クロスコンプライアンス要件の確認フロー	・・・20
	III-1 拠出金納付上の手続き	・・・22
	III-2 補助事業申請上の手続き	・・・28
	III-3 拠出実績の突合	・・・38
IV	酪農乳業需給変動対策特別事業について（Jミルク）	・・・42
V	事前質問への回答	・・・55

I クロスコンプライアンス導入経緯

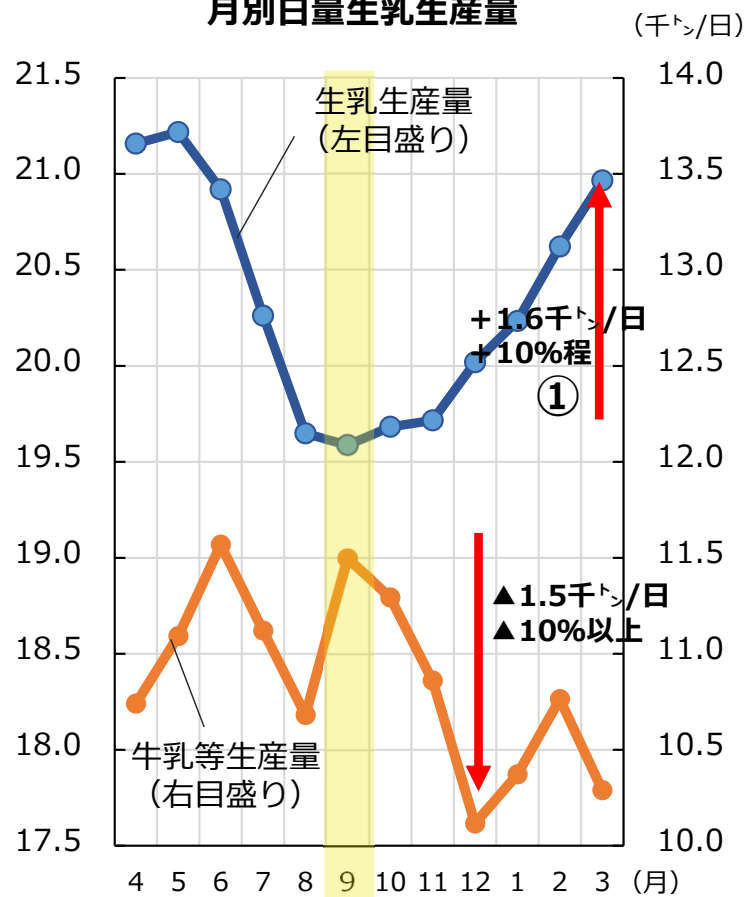


生乳需給調整の基本的な考え方と課題

- 生乳、特に飲用仕向けは需給変動に弱く価格が暴落しやすい。飲用の需要変動分(下図①、②)は主に北海道の指定団体を介して脱バに仕向けており、これによって飲用仕向け価格の暴落を防いでいる。
- 他方、ここ数年は、脱脂粉乳需要のみが低迷(下図③)。対策により(値下げ財源を確保し)、輸入品との置き換え等により需給調整機能を維持している。

季節

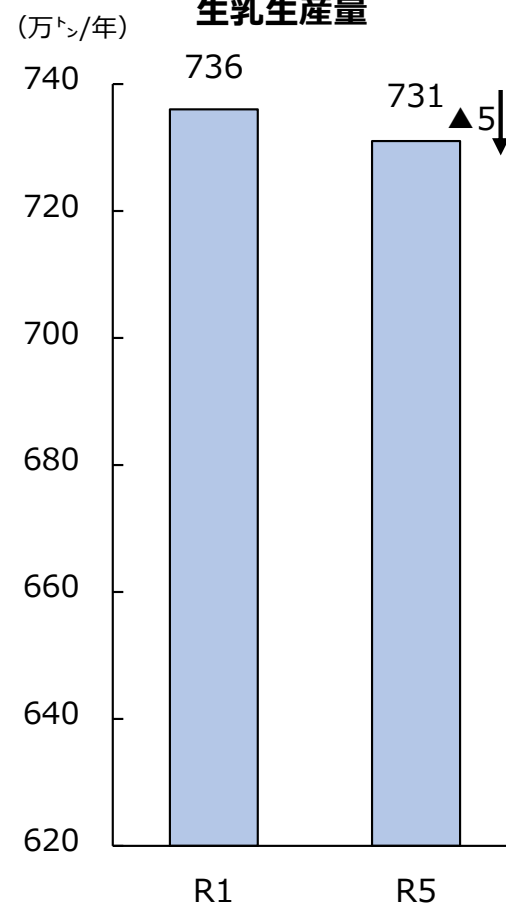
月別日量生乳生産量



⇒ 需要期に供給するためには、不需要期を中心に脱バ生産が不可欠(①)。

消費構造

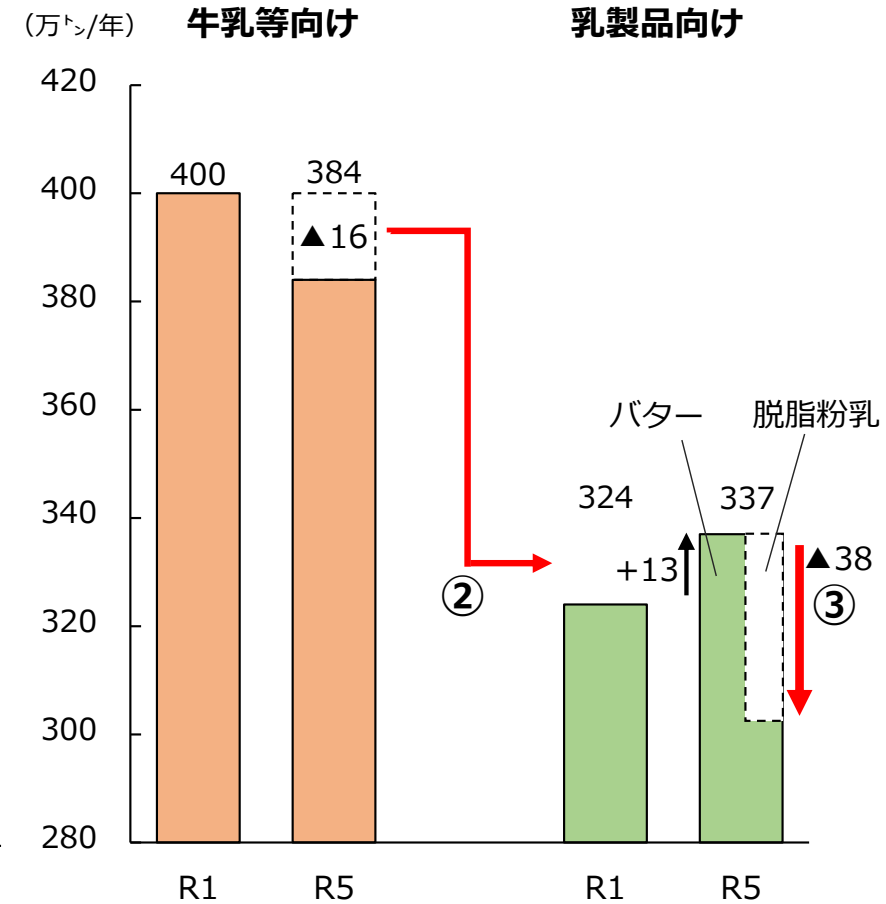
生乳生産量



⇒ 牛乳等の需要変動分は脱バで吸収(②)。

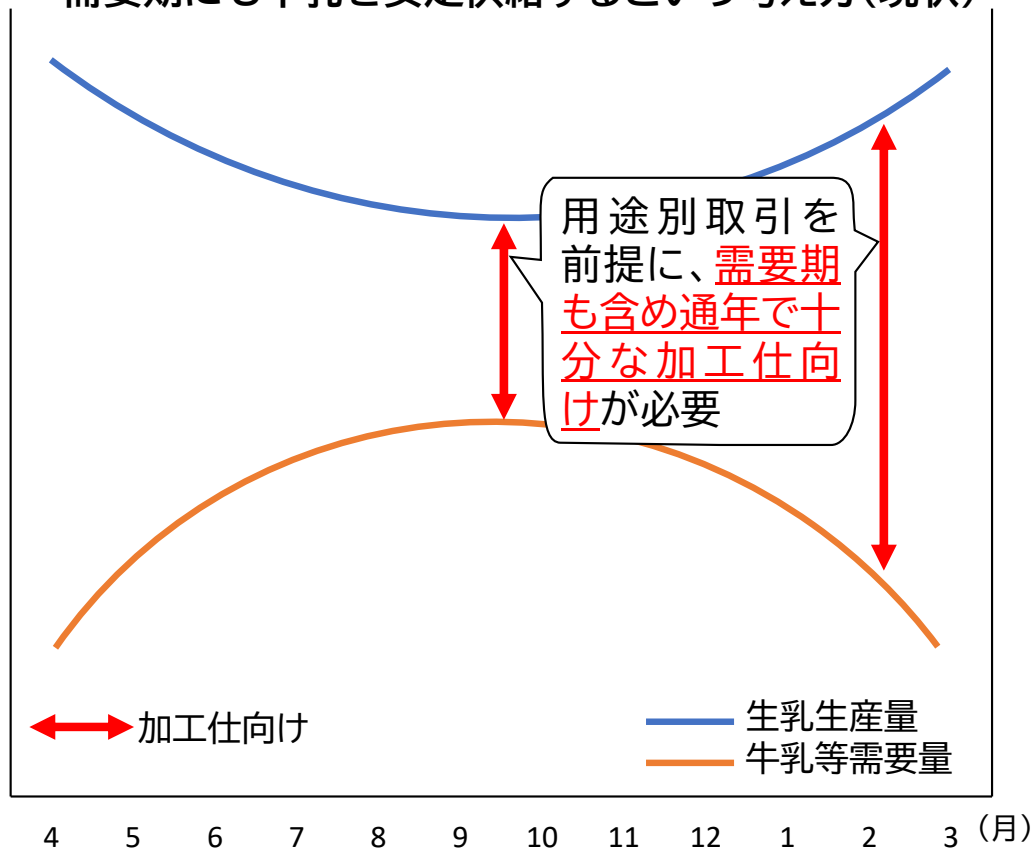
⇒ ここ数年、脱脂粉乳の需要のみが低迷しているとの課題(③)。生乳の価格の安定及び牛乳の安定供給には、この課題への対応が不可欠。

牛乳等向け



生乳生産量と需給調整の関係

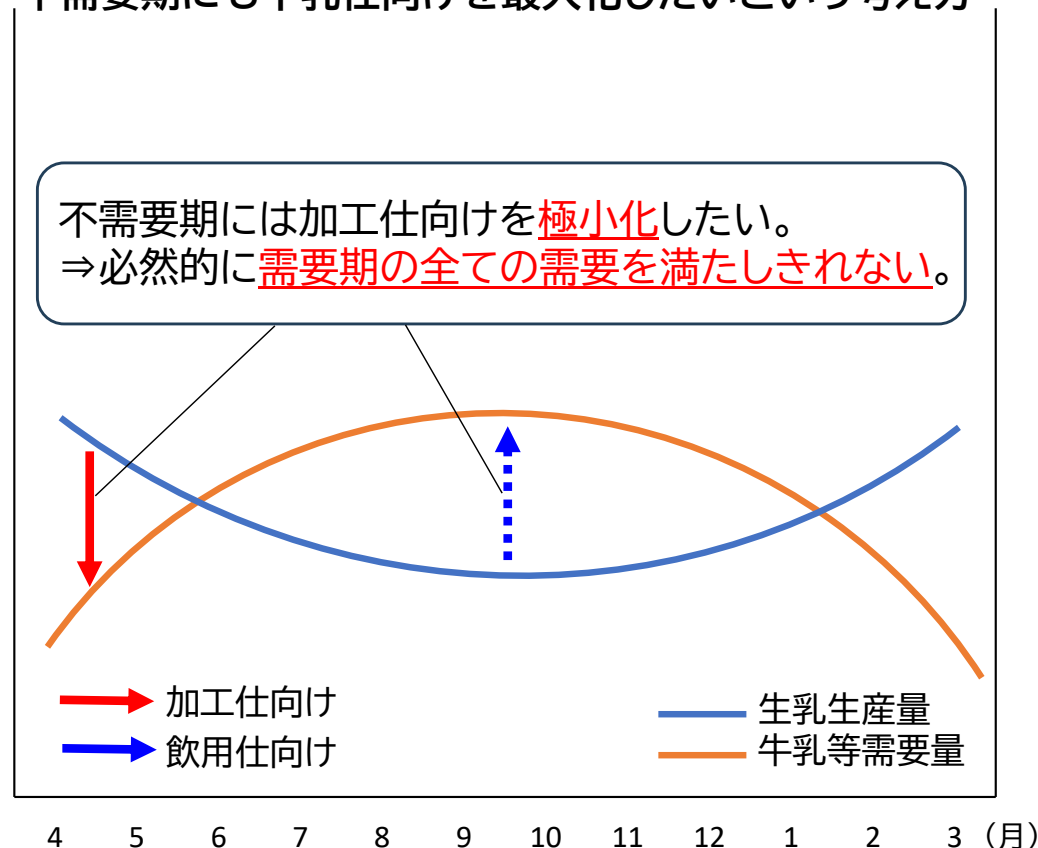
需要期にも牛乳を安定供給するという考え方(現状)



【課題】

- (1) 乳製品工場の通年操業の確保
- (2) 牛乳の需要減少や、脱脂粉乳とバターの需要の跛行等生乳需給の構造問題(需給調整コスト)の一部事業者へのしわ寄せ

不需要期にも牛乳仕向けを最大化したいという考え方



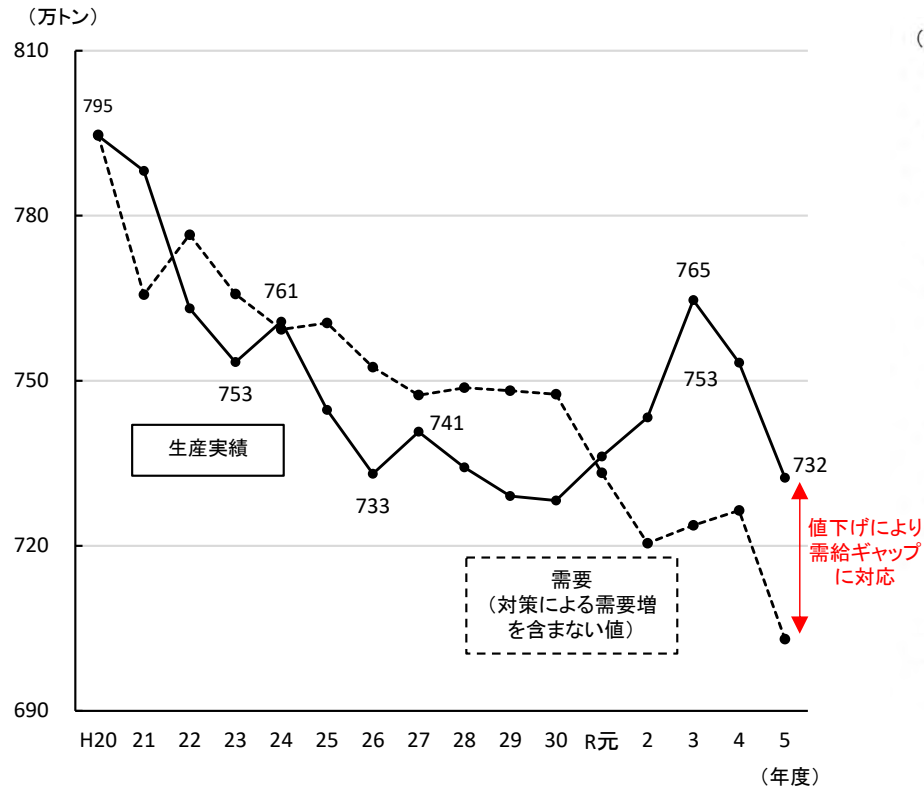
【課題】

- (1) 需要に合わせた生産、つまり、生産カーブ(下に凸)の形状を需要カーブ(上に凸)に合わせること
⇒牛の生体を鑑みると困難
- (2) 需要に合わせた供給、つまり、需要期に不足する分の、他の地域や事業者による供給、又は、成分無調整牛乳に代わる乳飲料等による供給
⇒後者については、成分無調整牛乳市場の縮小は国産生乳の優位性や高い生産者乳価を毀損する可能性

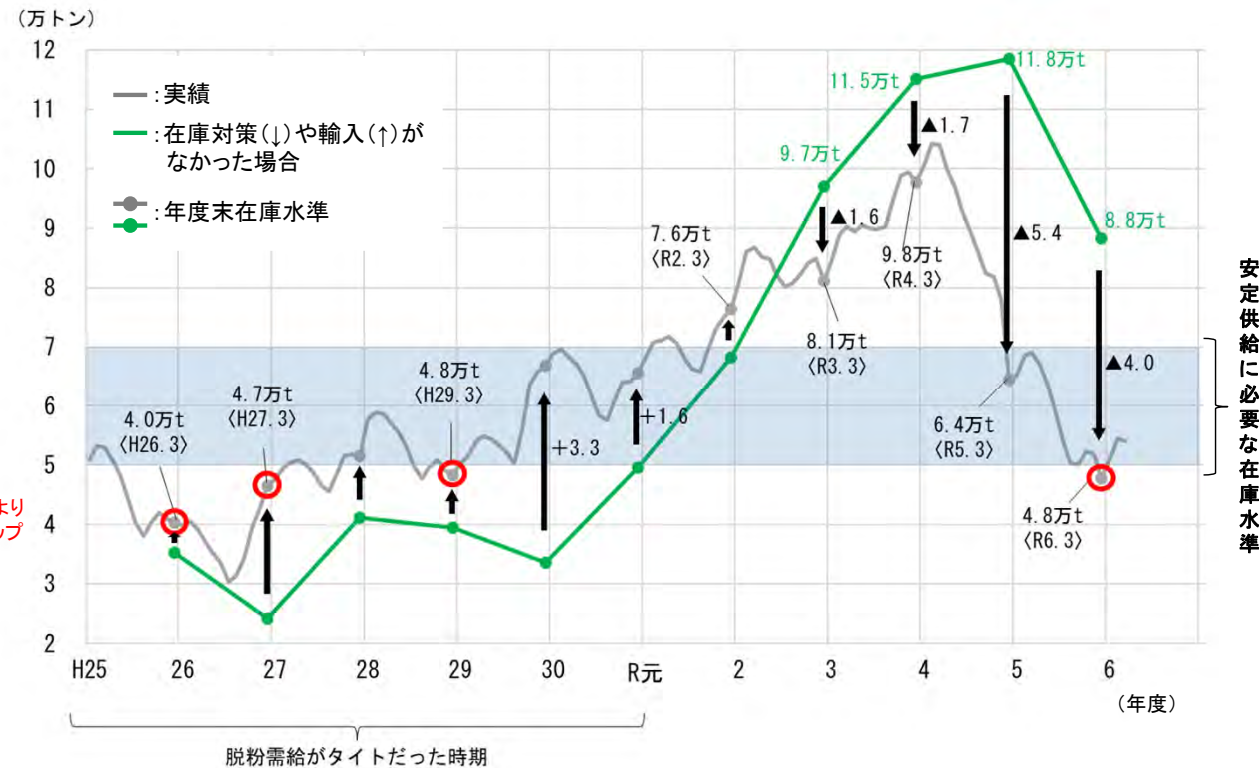
生乳需給の動向

- 生乳生産量は、平成30年度を底に令和3年度まで増加。
- 一方、ヨーグルト需要の低迷や新型コロナウイルス感染症の影響等により、特に脱脂粉乳の需要が低迷し、令和2年度以降は過剰在庫が問題化。このため、生産者団体は、乳業者と全国で協調した在庫低減対策(値下げ)を実施するとともに、令和4・5年度には生産抑制も実施。

生乳生産量及び需要量の推移



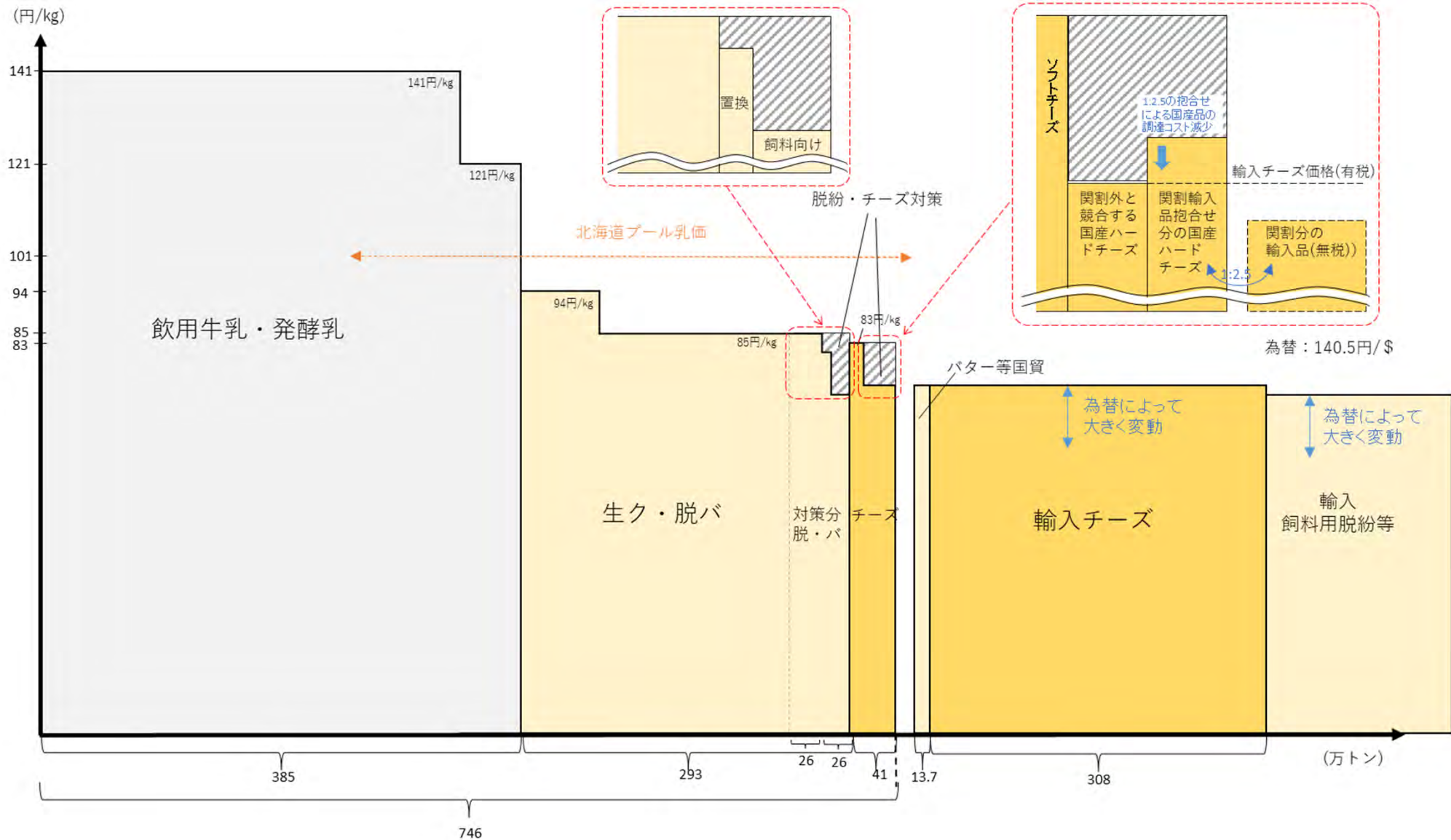
脱脂粉乳在庫量の推移



資料：牛乳乳製品統計をもとに牛乳乳製品課で推計

牛乳乳製品需要と取引価格

- 国産乳価を前提とした需要量を超えると、処理不能乳が生じるか、又は、処理できても、必ず、**輸入乳製品の価格と直接競合することになる。**
- このため、例えば、コロナ禍以降過剰となった脱脂粉乳については、生産者団体と乳業が全国で協調した対策(値下げ)により対応してきた。



脱脂粉乳在庫低減対策の概要

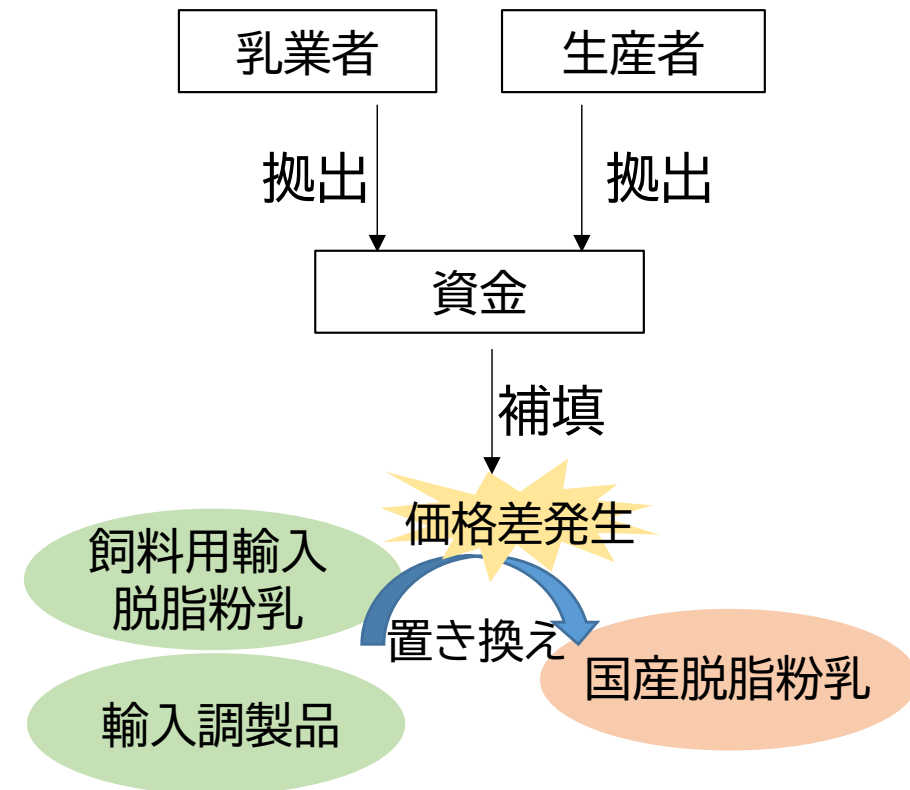
○令和4年度から、全国の生産者、乳業者が協調して資金を拠出し、国産脱脂粉乳の飼料転用や輸入調整品との置換えといった在庫低減対策を実施。国も取組を支援。

＜令和4年度の実施内容＞

(令和3年度酪農・乳業意見交換会の議論の取りまとめ抜粋)

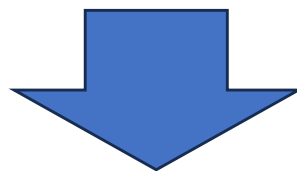
在庫削減品目	脱脂粉乳のみ
在庫削減量	令和3年度末在庫とコロナ前(令和元年度末)の水準との差(R3.11時点の見込み値は約2万t)
在庫解消方法	飼料転用及び輸入調製品との置換え等
応分の拠出	全国の生産者、乳業者で等分に取り引乳量に応じて拠出することを基本とする(本対策の利用量に応じた拠出含む)

＜在庫対策の考え方＞



生産者向け乳価を安定させ、酪農産業を支えるとともに、 消費者に牛乳を通年安定供給するために避けられない取組

- 1 個体乳量の季節変動に応じた、生乳の年間安定取引。
- 2 牛乳の投げ売りを防止するための、不需要期を中心とする加工仕向け先の確保・拡充。
用途別取引を前提として、牛乳仕向けで生じる余乳は加工に仕向けることが原則。
- 3 脱脂粉乳・バターの跛行性や牛乳の消費減少等の構造問題についての対応。全国的な対策への関係者の参加。



全国的な見地から必要な生産者・事業者の取組については、国の様々な政策ツールを通じて促していく。

改正畜安法施行後の状況を踏まえた需給調整の在り方等に係る対応状況

○生乳流通をめぐる状況の変化や現場の声を踏まえ、①畜安法における更なる規律の強化に向けた検討、②生乳流通事業者間での情報交換の積み重ね、③牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組についての酪肉近への反映等を進めていく。

これまでの取組

(1)畜安法における新たな規律の強化に向けた検討

- ・需給緩和時にも指定団体は「正当な理由」がある場合を除き、生産者からの生乳取引の申出を拒むことができない。
- ➡翌年度の出荷予定数量に大きな変更がある場合に早期の申出の期限を設定することが可能となるよう省令改正を実施。

(2)系統及び系統外との需給調整に関する情報交換会の積み重ね

- ・生乳流通の多様化が進んだことにより、「需給の見通しが立てにくくなっている」、「需給調整が難しくなっている」との声。
- ➡これまで情報交換会を8回実施し、飲用の投げ売り防止のため加工が重要であること牛乳需給の安定のために全国的に必要な取組があること等を議論。

(3)畜産部会においても需給調整のあり方を更に議論

更なる課題

- ・季節変動に沿った数量で取引契約が結ばれているが、期中に出荷先を一部変更する等契約を違反する生産者がある。
- ・しかし、一般的に出荷数量は暑熱や分娩のタイミングでも大きく変動するため、こうした生産者に数量の変動のみで違反を問いにくい。

- ・投げ売り防止のための不需要期を中心とした加工仕向け先の確保・拡充

- ・脱脂粉乳在庫低減対策等、全国的に必要な取組へのすべての関係者の参加

対応方向

- ・指定団体が契約違反への対応を強化するための省令改正等を実施

- ①生産者に事情の説明を求め、期中の出荷先の変更等にはきちんと契約違反を問えるよう運用を明確化する
- ②その上で、契約違反を繰り返す生産者からの翌年度分の取引の申出は拒むことができるようにする等

- ・需給調整施設の整備を支援する事業を措置（令和6年度補正予算）
- ・稼働率向上にも資する既存加工施設の融通について議論

- ・来年度から、全国的に必要な取組への拠出を、幾つかの主要な補助事業への申請要件とする措置(クロスコンプライアンス)を導入

上記(1)(2)も含め、需給調整の在り方等に係る今後の取組を整理・議論し、酪肉近に反映

- 1 生乳の供給量と需要量は、1年の中で異なるカーブを描き、年単位でも変動があるため、需給調整は必須。需要を超えて生産された生乳は、脱脂粉乳・バターに仕向けられる。
- 2 昨今の脱脂粉乳需要の低迷により、脱脂粉乳の過剰在庫が問題化。
これに対して、生産者団体と乳業者は全国で協調した在庫低減対策(値下げ)を実施。
- 3 生乳需給安定は全ての酪農乳業者にとって経営安定の基盤。
生乳需給は、全国で、また全ての用途でつながっており、脱脂粉乳の需給安定のための取組による効果は牛乳、その他乳製品、脱脂粉乳そのものの需給と価格の安定を通じて全ての酪農乳業関係者に裨益(乳価の引上げ、需給緩和時の乳価の維持など)。
- 4 全国的な生乳需給安定のための取組を後押しするクロスコンプライアンス制度の導入に、ご理解、御協力をお願いします。

Ⅱ クロスコンプライアンス制度の概要



目的

- 牛乳乳製品の需要拡大等による生乳需給の安定は、我が国酪農・乳業の発展に重要。
- 牛乳乳製品の需要低迷といった全国的な課題への対応には、需給の安定を通じて酪農・乳業に携わる全ての方に利益を与えるものであり、幅広い関係者の参加が必要。(さもないと一部の酪農家等にその負担が偏ることに)
- 現在、多くの酪農家、乳業者が参画し、過剰な脱脂粉乳在庫の低減を図る全国協調の取組が進められており、このような民間の取組を後押しすることを目的。

生乳需給クロスコンプライアンスの概要

- 主要な酪農関係の補助金等の交付を受ける場合に、全国的な生乳需給安定のための取組に対して拠出していることを要件とするもの。
- 令和7年度から、主要な酪農関係の補助事業に段階的に導入。

対象となる補助事業

以下の8つの事業を軸にクロスコンプライアンスを段階的に導入します。

- ①国産チーズ生産奨励等事業
- ②生乳流通改善緊急事業
- ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ④中小酪農等対策事業
- ⑤乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ⑥酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
- ⑦畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑧ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

注1:①～④及び⑥が(独)農畜産業振興機構、⑤、⑦及び⑧が農林水産省が実施する事業。

注2:これらの事業は、令和7年1月時点で措置されている事業のうち、クロスコンプライアンスを導入する可能性がある事業を例示しているもの。将来措置されることが決定されているものではない。なお、⑤～⑧については、R6年度補正(R7年度)では対象となりません。

注3:上記に記載のない補助事業(飼料生産基盤立脚型酪農・肉用牛産地支援等)については、今後事業の実施状況等を踏まえて、クロスコンプライアンスの対象とするかを検討。

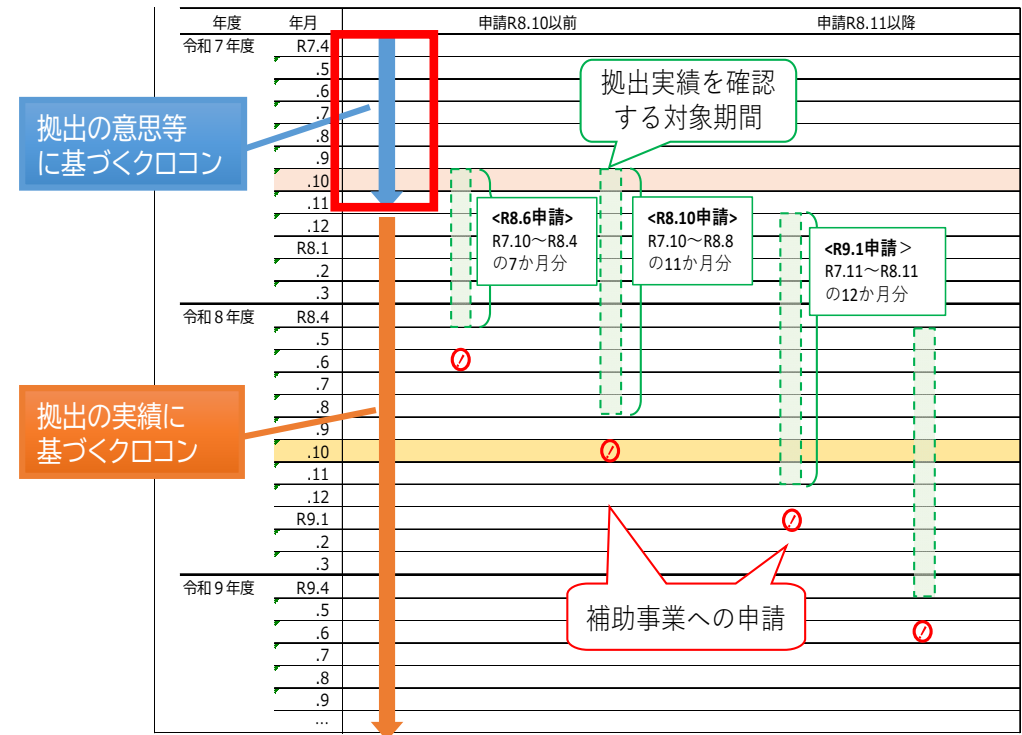
令和7年4月以降に補助事業に申請する場合

「拋出意思」のクロコン

・対象の補助事業：**8つの事業のうち以下の事業**

- ①国産チーズ生産奨励等事業
- ②生乳流通改善緊急事業
- ③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ④中小酪農等対策事業

・要件：令和7年4月以降、**拋出の意思を有していること**



取引乳量全量に対して、拋出されている方は自ずと要件を満たすため、細かく要件を心配する必要はありません。

取引乳量全量に対して、拋出されている方は自ずと要件を満たすため、細かく要件を心配する必要はありません。



令和7年12月以降に補助事業に申請する場合Ⅱ

「拠出実績」のクロコンのうち成果報告が求められる事業の取扱い

・対象の補助事業：**8つの事業のうち以下の3つの事業**

- ⑥酪農労働省力化対策事業(楽酪GO事業)
- ⑦畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業(畜産クラスター事業)
- ⑧ICT化等機械装置等導入事業(畜産ICT事業)

・要件：**補助事業の申請を行った月の前月以降、各補助事業に規定する成果報告を行う前々月まで継続して拠出していること**

→施設や機械導入後、一定期間拠出を継続しないと、補助事業の要件違反に該当

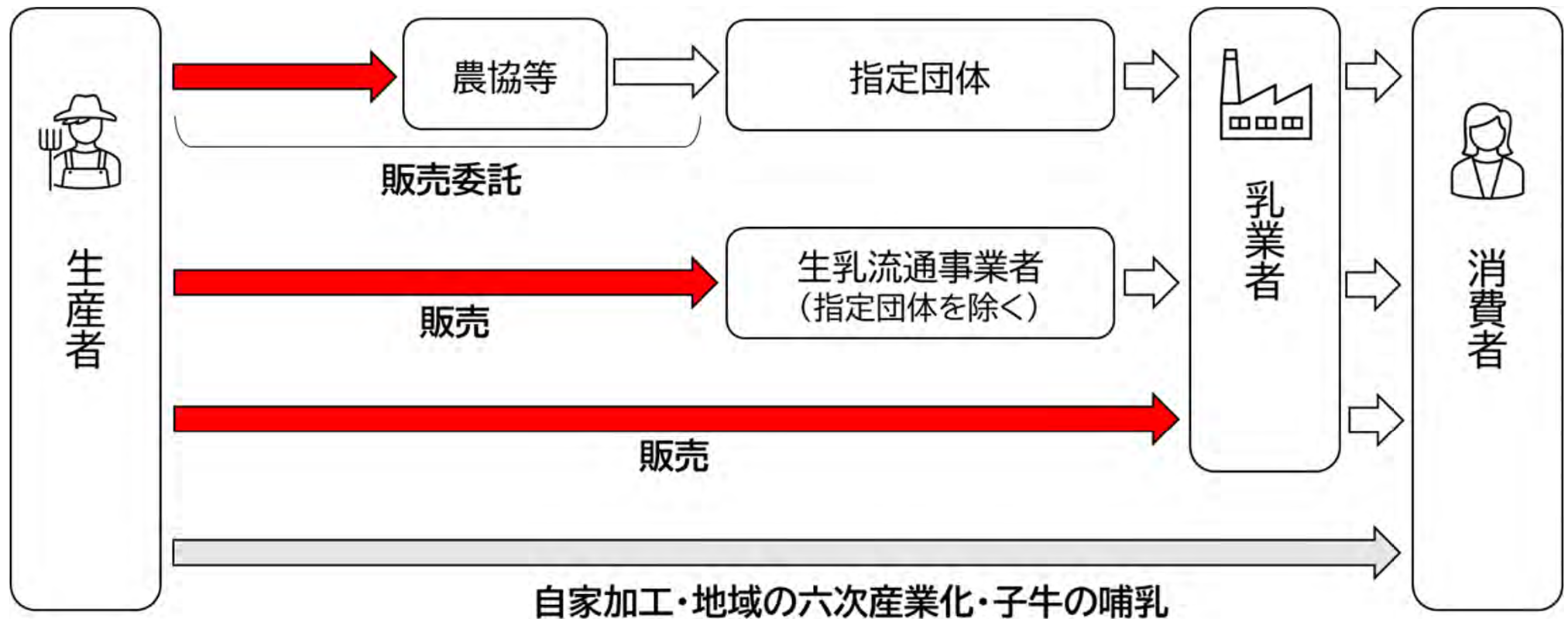
※具体的には、各事業の要綱等に記載予定。

取引乳量全量に対して、拠出されている方は自ずと要件を満たすため、細かく要件を心配する必要はありません。

➡ 「全ての取引乳量」についての説明(次のページ)

「全ての取引乳量」とは

- 生乳流通事業者や乳業者に委託販売又は販売を行った全ての乳量です。
- ただし、自家消費等（自家加工・地域の六次産業化・子牛の哺育）、沖縄県及び伊豆諸島で生産された生乳は、全国の生乳需給に与える影響が限定的なことから、対象数量から除外します。



全ての取引乳量とは



取引生乳の一部については拠出しているが、拠出要件を満たすのか

全ての取引乳量に応じて拠出していなければ、要件を満たしているとは言えません。



「自家加工」とは何か。

酪農経営体が自らが所有する施設で牛乳乳製品を製造する行為を指します。乳業者に製造委託をする場合や酪農経営体と資本関係がある別法人が製造する場合は自家加工に含みません(ただし、原則として、日量3トン以下の場合は自家加工に含める方向で検討していきます)。

また、事業者へ生乳を販売委託又は販売した後、当該生乳を買戻し、自らの牛乳乳製品製造に利用する場合は、生乳取引があるため拠出の対象とします。



「地域の六次産業化の取組」とは何か。

酪農経営体が、同一の地域内にある小規模な加工施設(チーズ工房等)に生乳を販売する場合です。

小規模の定義については、地域の実情を踏まえつつ、原則として、処理能力が日量3トンを上限とする方向で検討していきます。

補助金申請時に必要期間の拠出金の納付を行っていなかった場合

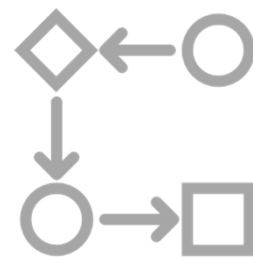
基本的には、補助金の交付を受けることができません。

しかし、

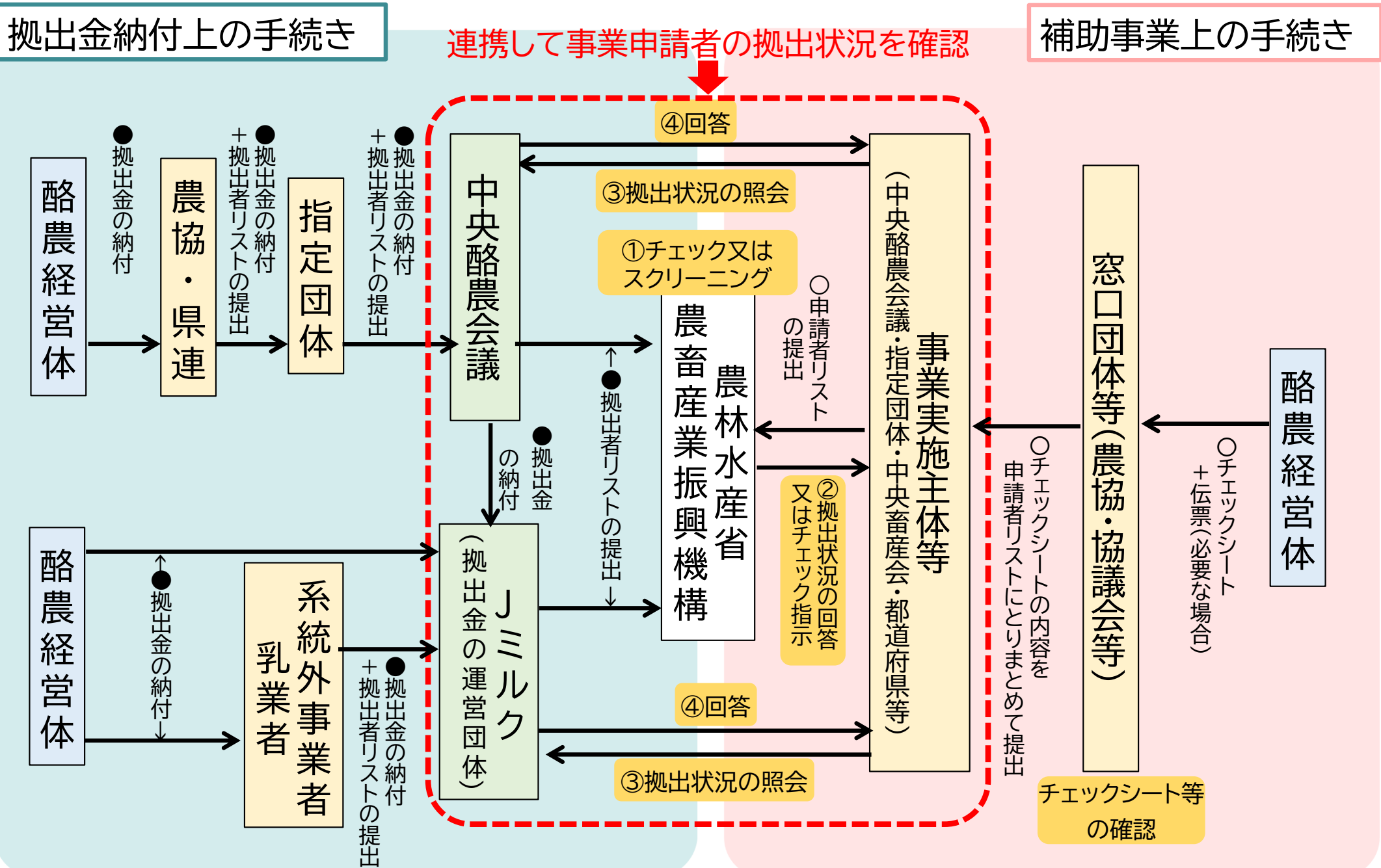
速やかに、要件を満たすように拠出金を遡及的に納付し、
そのことを、事業実施主体等が、資料により確認できた場合は、
補助事業の交付を受けることが可能です。

ただし、**その場合でも、補助事業の申請期限には注意**してください。(申請期限を延長するものではありません。)

Ⅲ クロスコンプライアンス要件の確認フロー



生乳需給クロスコンプライアンスの要件の確認フロー



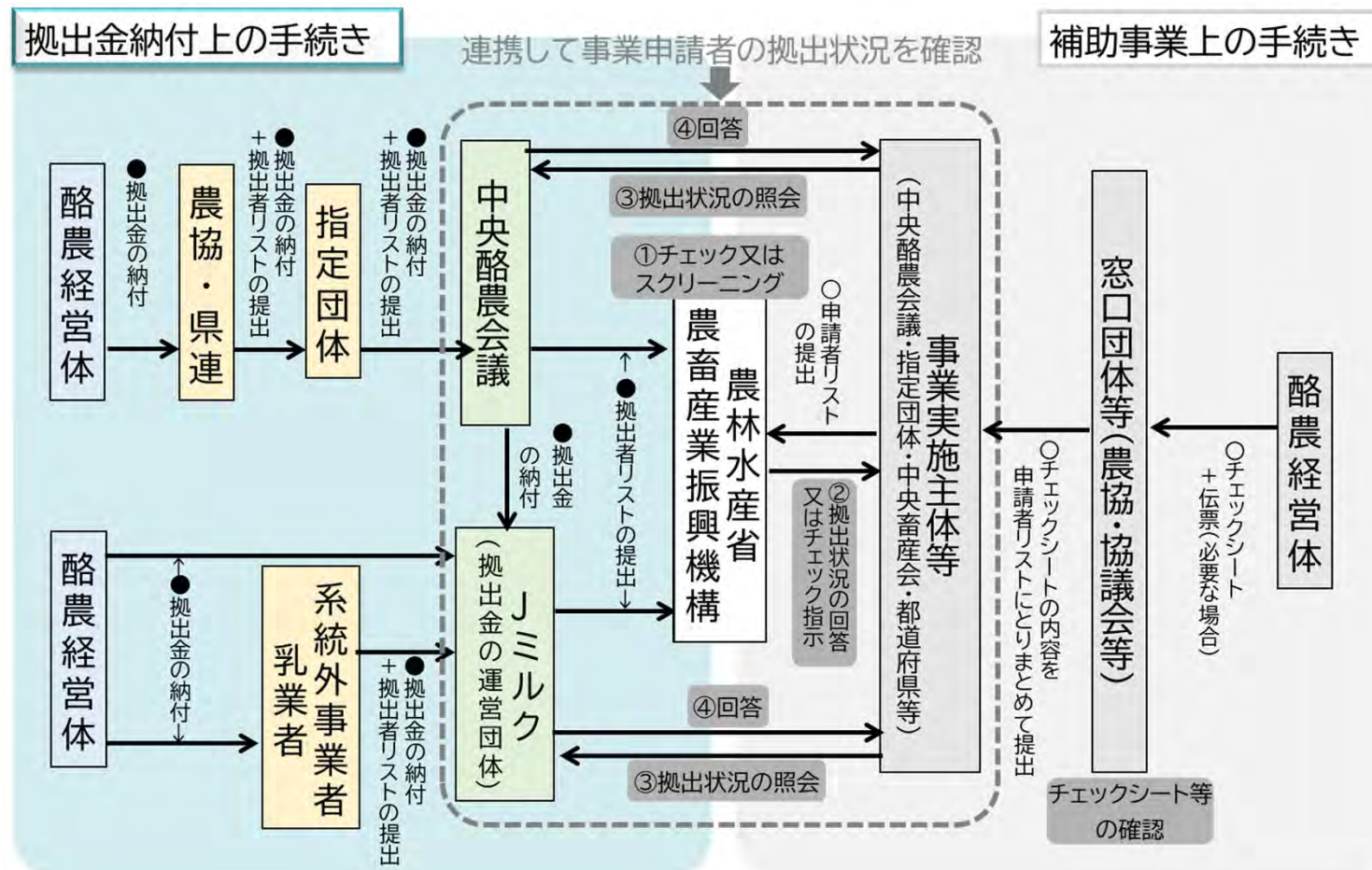
Ⅲ－１ 拠出金納付上の手続き



- 生産者の方は**P24**へ
- 農協・県連・指定団体の方は**P26**へ
- 系統外事業者・乳業者の方は**P27**へ

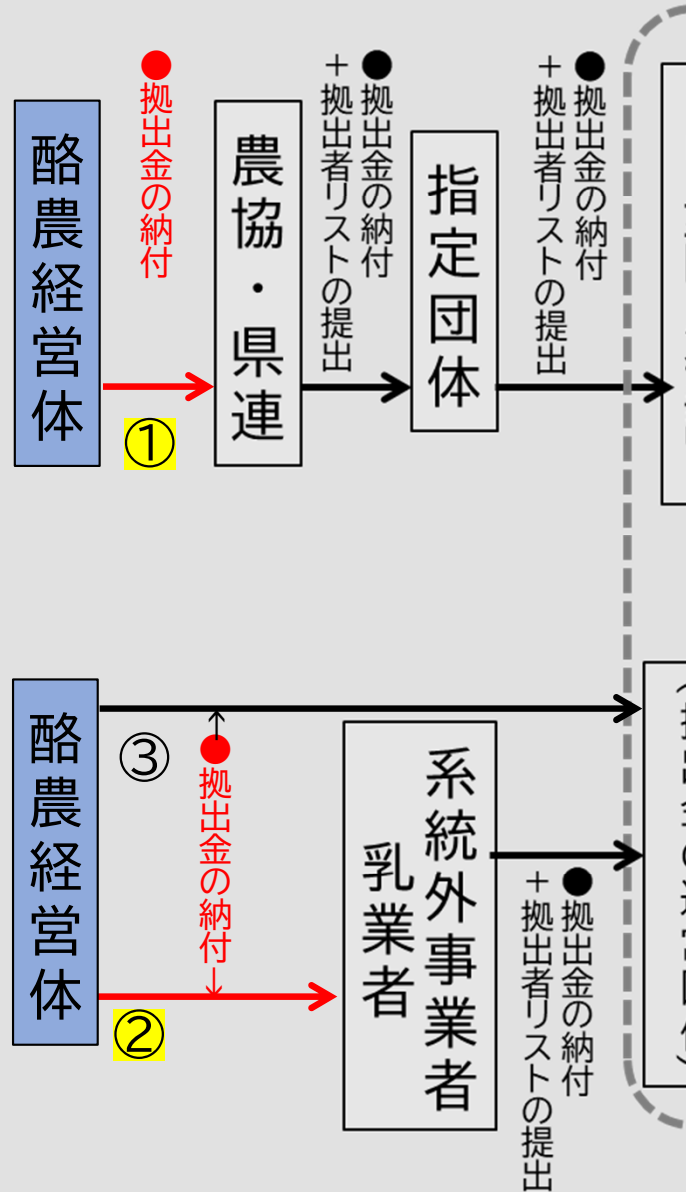
クロスコンプライアンスによる確認フローのうち 拠出金納付上の手続き

- ・クロスコンプライアンスによる確認フローのうち、拋出金納付上の手続きについて、それぞれの段階でどのような手続きが必要となるか、Jミルクの要領等に即して説明します。



拠出金納付上の手続き(酪農経営体)

拠出金納付上の手続き



酪農経営体

① 指定団体を通じて納付する場合

- ・指定団体等が定める方法により拠出の手続きを執ってください。
- ・拠出金は乳代から控除されるため、酪農経営体が拠出金の納付手続きを執る必要はありません。

② 系統外事業者、乳業者に納付する場合

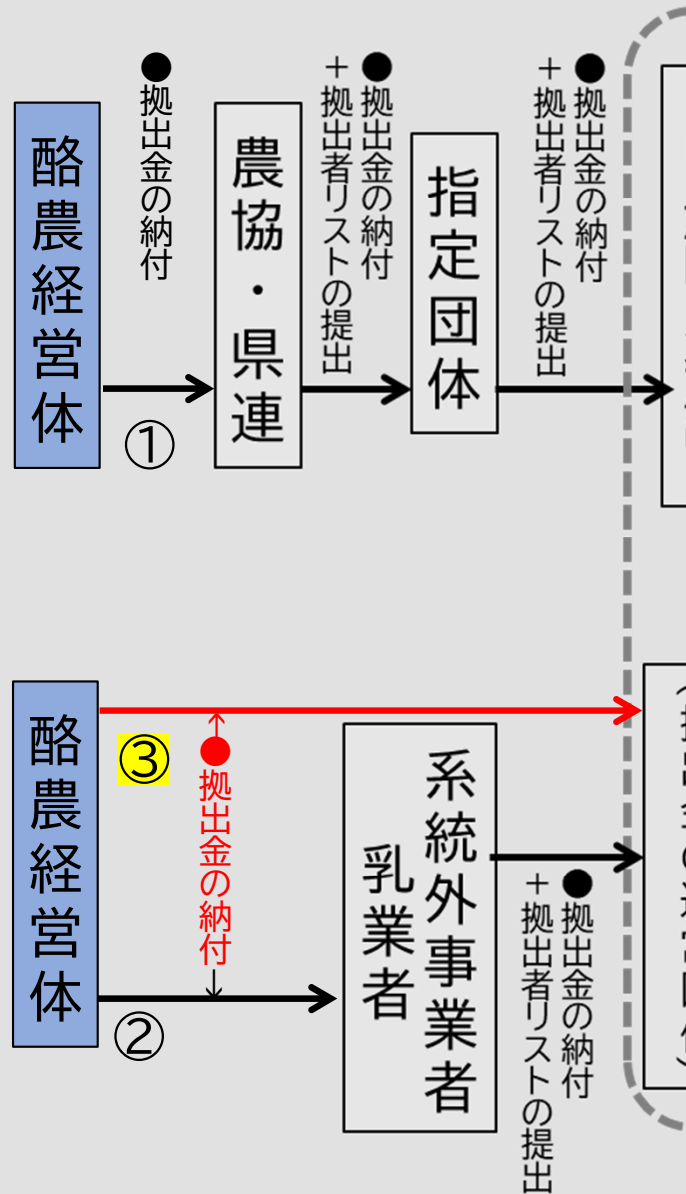
- ・取引先の事業者を通じて、Jミルクへ拠出の同意書を提出してください(Jミルク要領 別紙1)。
- ・取引先の事業者にJミルクへの拠出金の納付を委託できるか、当該事業者への拠出金の納付方法(控除するか、別に納付するか)は、事業者にお問い合わせください。

※ 拠出金は、酪農経営体が負担することが原則ですが、事業者が立替払や第三者納付(肩代わり)する場合でも、当該酪農経営体が納付したものとみなすことができます。

(手続きの詳細はJミルクへお問い合わせください。)

拠出金納付上の手続き(酪農経営体)

拠出金納付上の手続き



酪農経営体

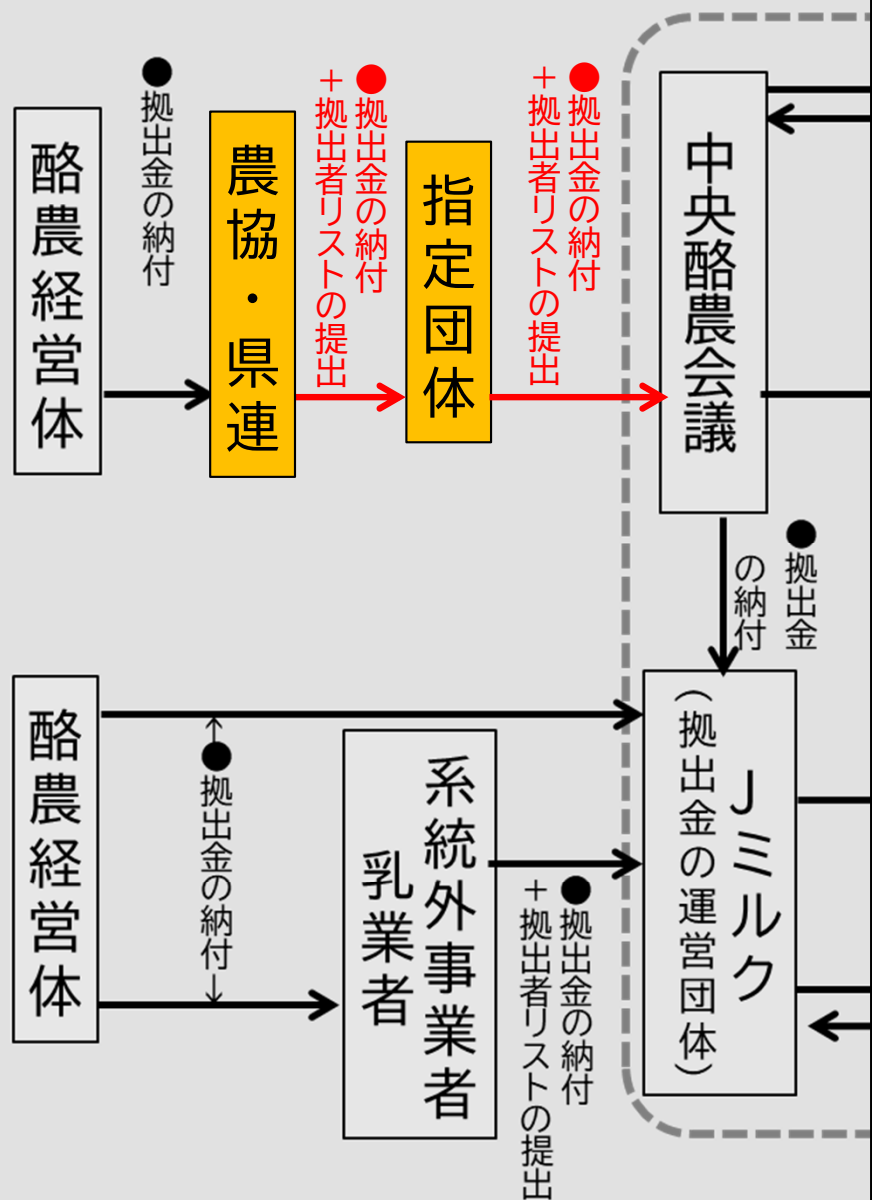
③ Jミルクに直接拠出金を納付する場合

- 1 Jミルクに直接同意書を提出してください(Jミルク要領別紙1)。
- 2 毎月、Jミルクと取引乳量の確認を行うとともに拠出金を納付してください。(Jミルク要領 別紙様式1)

(手続きの詳細はJミルクへお問い合わせください。)

拠出金納付上の手続き(農協・県連・指定団体)

拠出金納付上の手続き



農協・県連（酪農経営体との生乳取引の窓口）

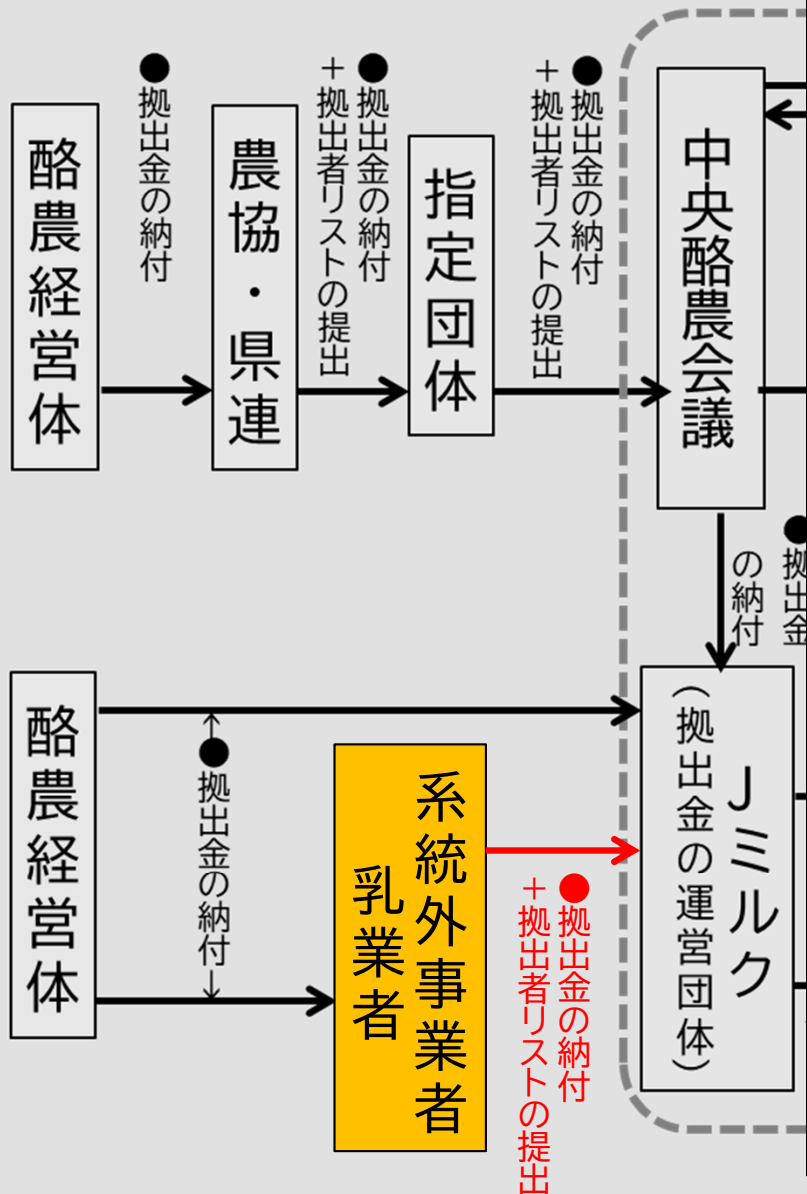
- 1 酪農経営体の情報を、**拠出者リスト**にとりまとめて、**指定団体に提出**してください。**(Jミルク要領に準じて指定団体等が別に定める様式)**
- 2 拠出金は、乳代から控除されます。

指定団体

- 1 農協等から提出された**抛出者リスト**をとりまとめて、**中央酪農会議に提出**してください。（**Jミルク要領に準じて指定団体等が別に定める様式**）
- 2 酪農経営体の**抛出金**を**中央酪農会議に納付**してください。

拠出金納付上の手続き(系統外事業者、乳業者等)

拠出金納付上の手続き



系統外事業者、乳業者

- 1 酪農経営体の拠出状況を、**拠出者リスト**にとりまとめて、**Jミルクへ提出してください。**
(Jミルク要領 別紙様式2、別添)
- 2 毎月、Jミルクと各酪農経営体との取引乳量を確認の上、**拠出金をJミルクに納付**してください。

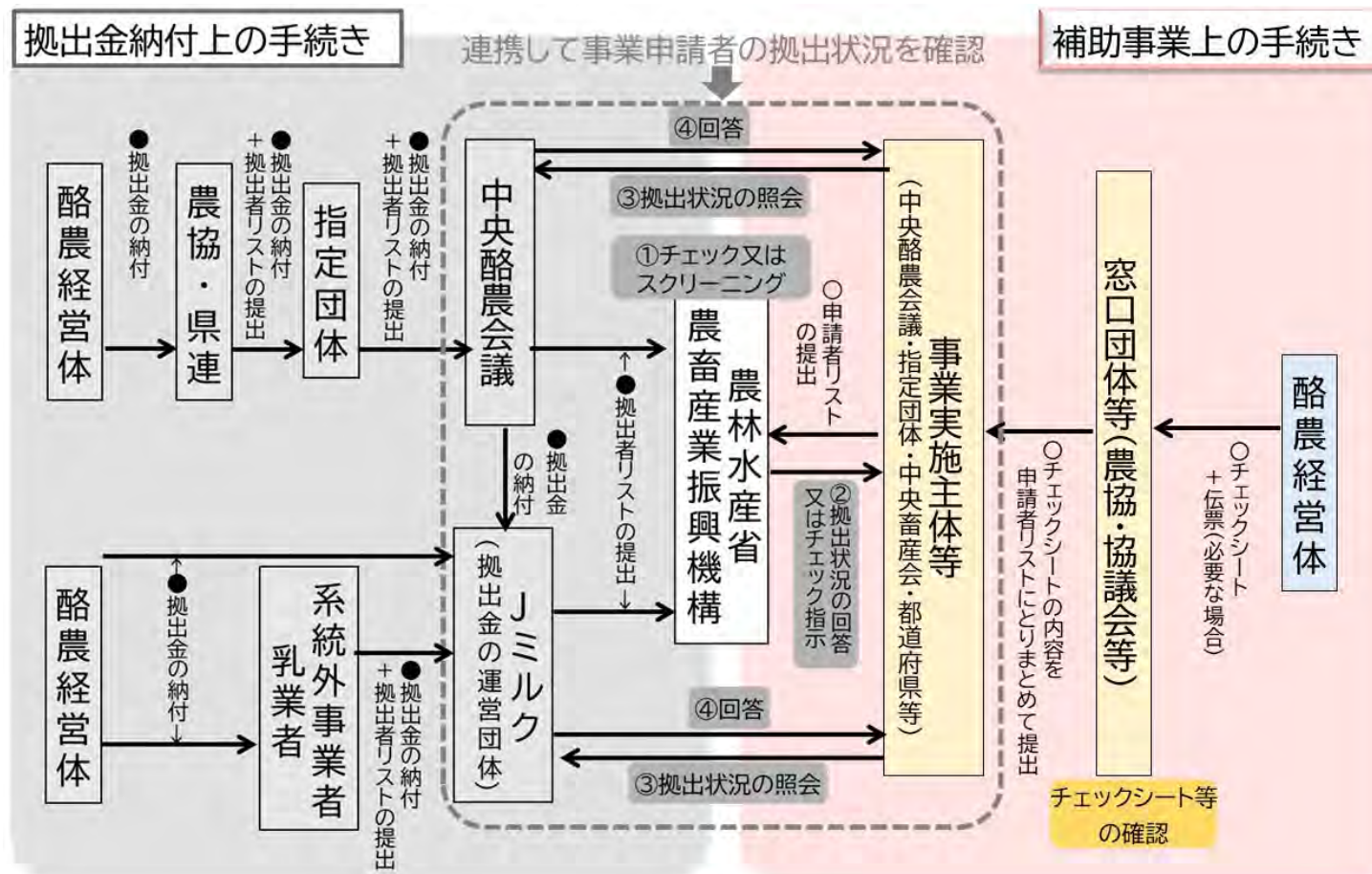
Ⅲ－２ 補助事業申請上の手続き



- 生産者の方は**P30**へ
- 窓口団体(農協・協議会等)の方は**P35**へ
- 事業実施主体の方は**P37**へ

クロスコンプライアンスによる確認フローのうち 補助事業上の手続き

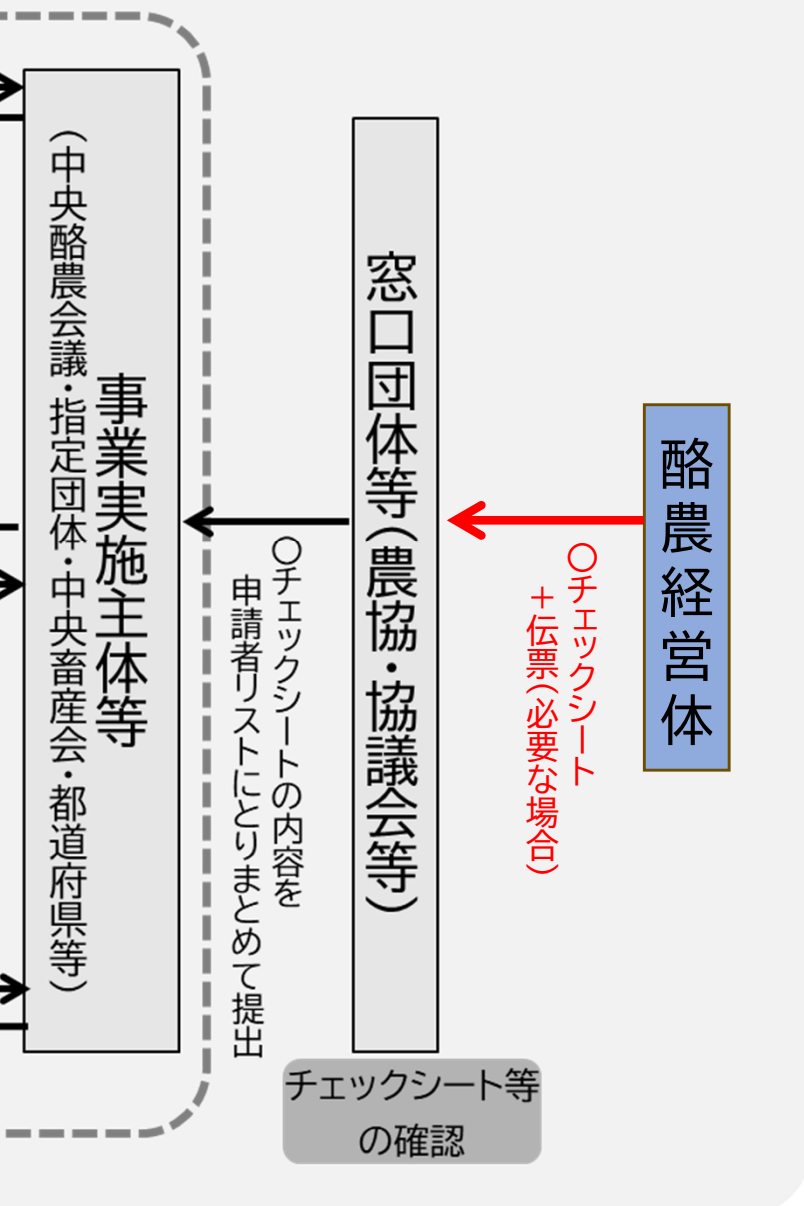
- ・クロスコンプライアンスによる確認フローのうち、補助事業上の手続き部分について、それぞれの段階でどのような手続きが必要となるかを説明します。



補助事業申請時に必要な手続き(酪農経営体)

補助事業上の手続き

状況を確認



酪農経営体

1 「チェックシート」に必要事項を記入し、補助事業の窓口団体等(単位農協・協議会等)に提出してください。

次のページでチェックシートの記載例を説明します

2 窓口団体等から、「確認資料」の全て又は一部を提出するよう求めがあった場合、その資料を提出してください。

【確認資料】

- ①生乳の生産量
- ②自ら取引した数量
- ③経産牛頭数が分かる資料
- ④全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料

➡ この資料提出依頼を拒否した場合、要件を満たしていないと判断されます

(窓口団体向け)

拠出実績は「拠出者リスト」及び「申請者リスト」に基づき確認するため、農林水産省や事業実施主体等から求めがない限り、確認資料の提出を求める必要ありません。

チェックシート記載例

1 申請者(酪農経営体)の情報

【表面】 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るチェックシート

1 申請者(酪農経営体)の情報

ア 申請年月日	令和○年○月○日
イ 申請する補助事業名	○△×□事業 ①
ウ 個体識別情報システムの農家コード (複数牧場がある場合は「、」で区切って全て記載)	0123456789 ②
エ 申請者名(法人の場合は法人名を記載)	農林 太郎 ③
オ 代表者の役職・氏名 (上記と同様の場合は省略可)	
カ 郵便番号	100-8950 ④
キ 住所 (複数牧場がある場合には代表の住所を記載)	東京都千代田区霞が関1丁目2番1号 ⑤
ク 経産牛飼養頭数(令和7年3月末)	60頭 ⑥
ケ 補助事業申請月の3か月前の 全取引乳量(kg)(令和7年3月分)	50,000kg ⑥

拋出実績のデータと突合するために必要な情報です。誤った内容で記載した場合、拋出金の納付状況の確認を正確に行うことができず、要件を満たしていないと判断される場合がありますのでご注意ください。

- ① 対象となる事業名を記載してください(正式名称でなくても良いですが、判別できる事業名を記載してください。畜産クラスター事業については施設整備事業か機械導入事業か区別して書いてください。)
- ② 半角10桁で記載してください。
- ③ 姓と名の間は全角スペースを入れて下さい。株式会社、有限会社などは(株)(有)などと略さないでください。
- ④ 半角英数字、ハイフンありで記載してください。
- ⑤ 都道府県名から記載してください。数字は「全角」のアラビア数字としてください。
- ⑥ 記入できる時点で最新のものを記載してください。その際、いつ時点のものかも記載してください。複数牧場がある場合は、合計値を記載してください。

【指定団体のみに出荷している場合】

2 生産した生乳の取引先

コ ☒ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ ☐ 指定生乳生産者団体以外の事業者にも全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ ☐
 ☒

ス ☒ 自家加工等*に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません

① 指定団体のみに出荷している場合、ここだけにチェックしてください。

② 指定団体のみに出荷している場合、この欄は使用しません。

③ 自家加工等に取り組んでいる場合はチェックしてください。

【複数の事業者に出荷している場合】(記載例は指定団体とそれ以外の事業者へ出荷している場合)

2 生産した生乳の取引先

コ ☒ 指定生乳生産者団体に全量又は一部を取引

サ ☒ 指定生乳生産者団体以外の事業者にも全量又は一部を取引

「サ」にチェックした方は、以下の記入欄に取引先事業者名を回答ください。

(複数ある場合は「、」で区切って全て記載してください)

シ ☒ ○○農業協同組合連合会、株式会社クロコン、株式会社ノースイ
 ☒

ス ☒ 自家加工等*に全量又は一部を使用

※自家加工又は地域の六次産業化の取組、子牛哺育を指し、使用量は取引乳量には含めません

① 指定生乳生産者団体とそれ以外の事業者の両方に
出荷している場合、「コ」と「サ」にチェックしてください。

② 出荷先を、指定団体も含めてすべて記載してください。

③ 自家加工等に取り組んでいる場合はチェックしてください。

※地域の六次産業化の取組による生乳販売は、「サ」及び「シ」の取引先事業者を含めず、
「ス」自家加工等にのみ含めてください。

「抛出意思」のクロコンのチェックシート（対象補助事業①～④）

【裏面】

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ ☒ 1 下記の酪農関係補助事業又はこれらと類似の補助事業が継続して措置された場合は、令和7年12月以降、当該補助事業への申請を行う際に、「生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用について」（令和7年2月28日付6畜第3109号農林水産省畜産局長通知。以下「局長通知」という。）第4の規定に基づき、自らの全出荷乳量（複数の出荷先がある場合には全ての出荷先への出荷乳量の合計。自家消費等は除く。）に応じた抛出金を、局長通知第2（3）に定める認定生乳需給安定化事業に、当該事業の運営団体等が定める単価や抛出方法等に従い、補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間[※]分を納付していることが要件となることを理解し、令和7年4月の生乳出荷分から抛出金の納付を行います。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

- ・国産牛乳製品需要拡大・競争力強化対策事業のうち国産チーズ生産奨励等事業
- ・バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうち生乳流通改善緊急事業
- ・バター・脱脂粉乳需給不均衡及び生乳流通改善緊急事業のうちバター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業
- ・酪農経営支援総合対策事業のうち中小酪農等対策事業
- ・乳用牛長命連産性等向上緊急支援事業
- ・酪農経営支援総合対策事業のうち酪農労働省力化対策事業（楽酪GO事業）
- ・畜産・酪農収益性強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）
- ・ICT化等機械装置等導入事業（畜産ICT事業）

ソ ☒ 2 農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用することに同意します。

1 抛出金の納付の意思を有しているか、確認事項の記載内容を申請者自身で確認した上でチェックしてください。

2 内容を申請者自身で確認した上で、チェックしてください。

生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に当たり、提供いただく個人情報を利用する場合があります、この個人情報の取得・利用に同意をお願いします。

※補助事業の実施要綱・要領で様式を確認してください。

「拋出実績」のクロコンのチェックシート（対象補助事業①～⑧）

【裏面】

3 確認事項（チェックボックスにチェックしてください。）

セ ☒ 畜産局長が認定した生乳需給安定化事業に対して、当該事業の運営団体等が定める単価や拋出方法等に従い、本補助事業の申請を行う月の前々月までの12か月間*の自らの全取引乳量（複数の取引先がある場合には全ての取引先への取引乳量の合計）に応じた拋出金の納付を行いました。

※ 令和8年10月までに申請を行う場合には、令和7年10月以降、申請を行う月の前々月までの期間

ソ ☒ 以下の（1）～（3）の内容について、同意します。

（1）農林水産省や（独）農畜産業振興機構、地方公共団体・団体・事業者であって生乳需給安定クロスコンプライアンスの運用上で必要な者からの求めがあった場合には、生乳の生産量、自ら取引した数量及び経産牛飼養頭数が分かる資料、全ての取引乳量に基づき拋出金を納付していることが分かる伝票（乳代精算書、領収書、請求書等）を提出すること。

（2）農林水産省及び生乳需給安定クロスコンプライアンスの対象補助事業の実施に携わる団体・事業者が、

- ① 本チェックシートで申告された情報を取得すること
- ② 生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲で利用すること
- ③ 生乳需給安定化事業の運営団体等やこの団体等に拋出金の納付を行う生乳流通事業者及び関係団体に対して拋出金の納付実績の確認を目的として個人情報を提供すること。

（3）生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件の違反があった場合には、補助金の返還を行うこと。

① 拋出金の納付を行っているか、確認事項の記載内容を申請者自身で確認した上でチェックしてください。
 なお、事業者が生産者に代わって拋出金を負担している場合であって、その負担されている分について確認できる場合には、ここにチェックしても問題ありません。

② 内容を申請者自身で確認した上で、チェックしてください。

（1）については、要件を満たすか確認するために、申請者に拋出金の納付状況を確認するための資料を求めることがあり、これに応じていただく旨を同意していただくものです。

（2）については、生乳需給安定クロスコンプライアンスの実施に必要な範囲において、提出いただく個人情報を取得・利用することについて、同意していただくものです。

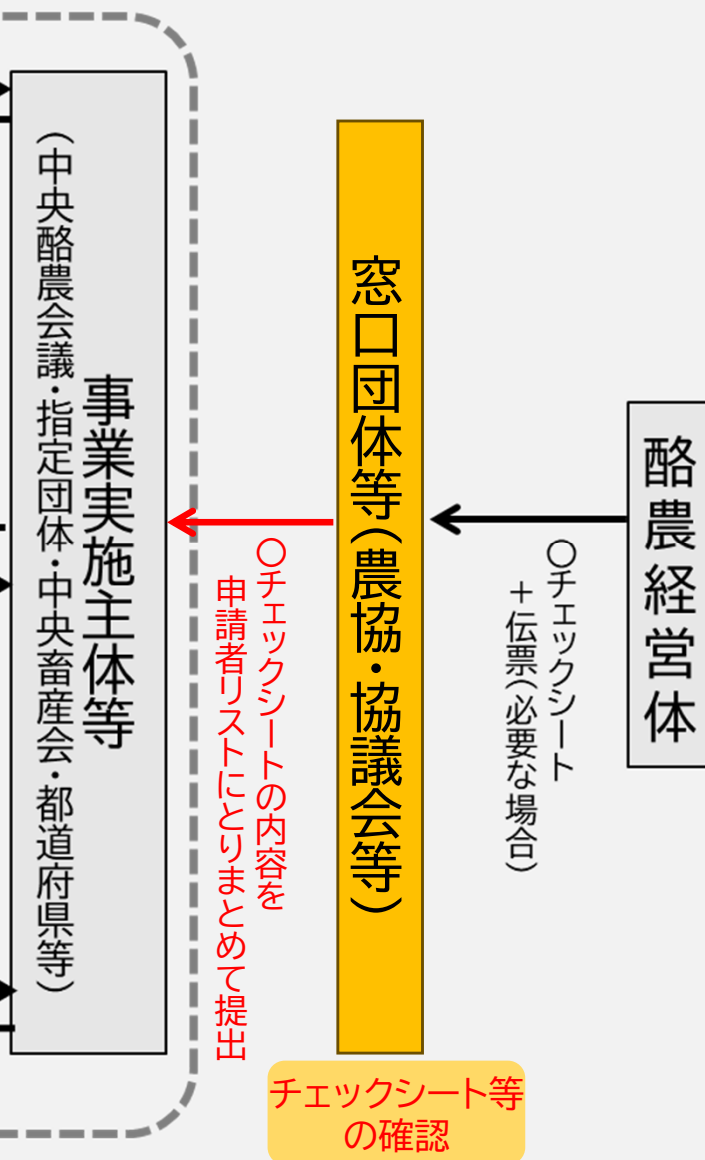
（3）については、生乳需給安定クロスコンプライアンスの要件を満たしていない場合、補助金の交付要件を満たしていないこととなり、その結果として補助金の返還となる場合があることを承知していただくものです。

※補助事業の実施要綱・要領で様式を確認してください。

補助事業申請時に必要な手続き(窓口団体等)

補助事業上の手続き

状況を確認



窓口団体等(農協・協議会等)

- 1 酪農経営体から提出された「チェックシート」について、
・必要事項の記入
・確認事項への同意
がなされているかを確認してください
- 2 必要に応じて酪農経営体に確認資料の提出を求め、「チェックシート」の申告内容が正しいかを確認してください
【確認資料】
①生乳の生産量
②自ら取引した数量
③経産牛頭数が分かる資料
④全ての取引乳量に基づき拠出金を納付していることが分かる資料
(注) 拠出実績は原則、拠出者リスト及び申請者リストに基づき確認するため、農林水産省や事業実施主体等から求めがない限り、確認資料の提出を求める必要はありません。
- 3 「チェックシート」の内容をとりまとめた申請者リストを事業実施主体等に提出してください

補助事業申請時に必要な手続き(窓口団体等)

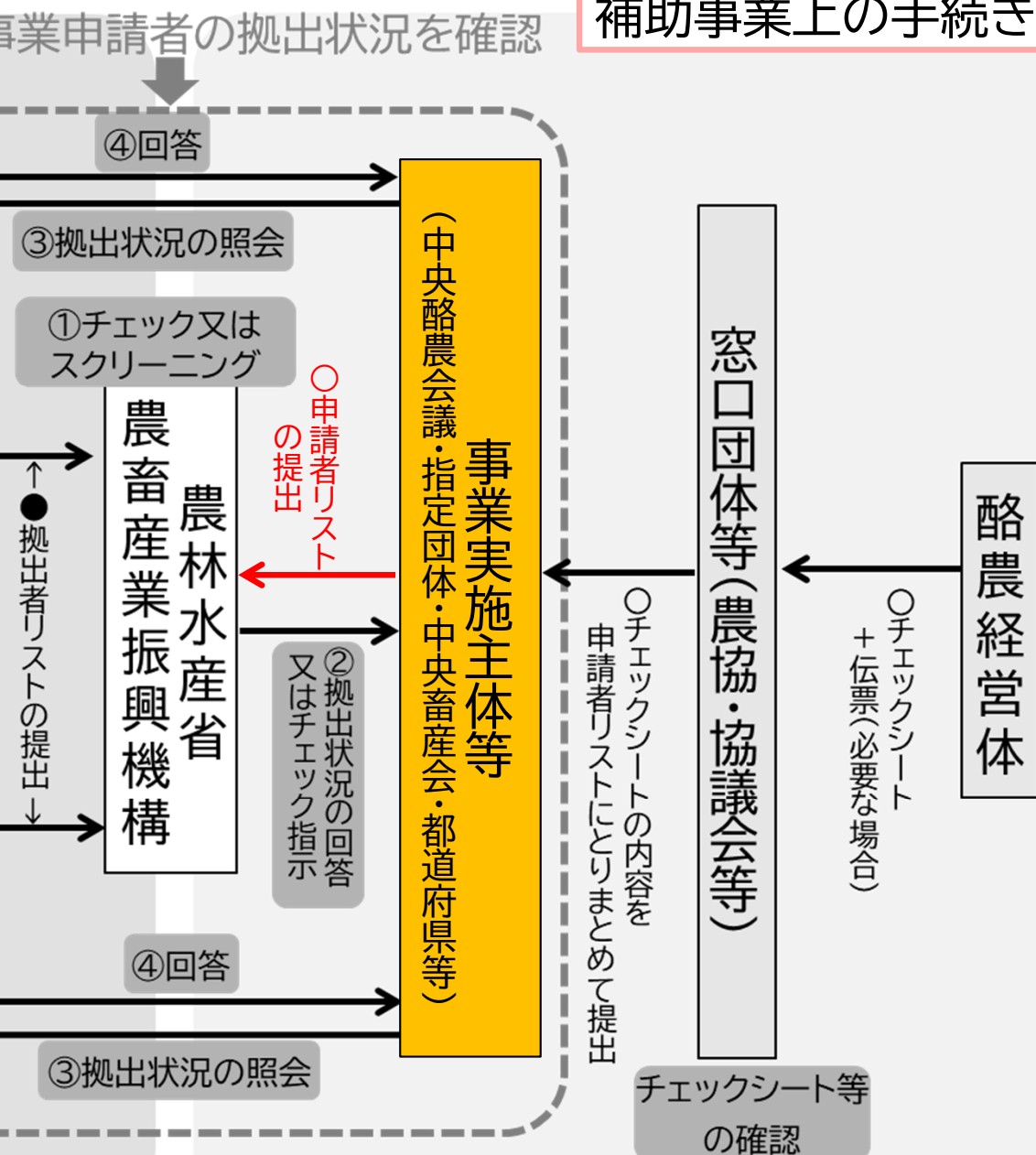
申請者リストのイメージ（「拠出意思」のクロコンの場合）

生産者No.	申請年月日	申請する補助事業名	牛の個体識別システム 農家コード(10桁)	生産者氏名 (法人の場合は会社名)	その他取引先の有無	郵便番号	都道府県	市町村	市町村以下の住所	経産牛飼養頭数 (頭)	補助事業申請月の 3か月前の全取引乳量 (kg)	確認事項 への同意
記入例	RO.O. ○	○△×□事業	0123456789	農林 太郎	無	100-8950	東京都	千代田区	霞ヶ関1丁目2番 1号	60	50,000	○
1												
2												
3												
4												
5												
6												
7												
8												
9												
10												

※「拠出実績」のクロコンの申請者リストの様式は今後調整。

補助事業申請時に必要な手続き(事業実施主体等)

補助事業上の手続き



事業実施主体等

1 窓口団体等から提出を受けた申請者リストを取りまとめの上、農林水産省や農畜産業振興機構(ALIC)に提出してください。

※提出先は補助事業によって異なります。

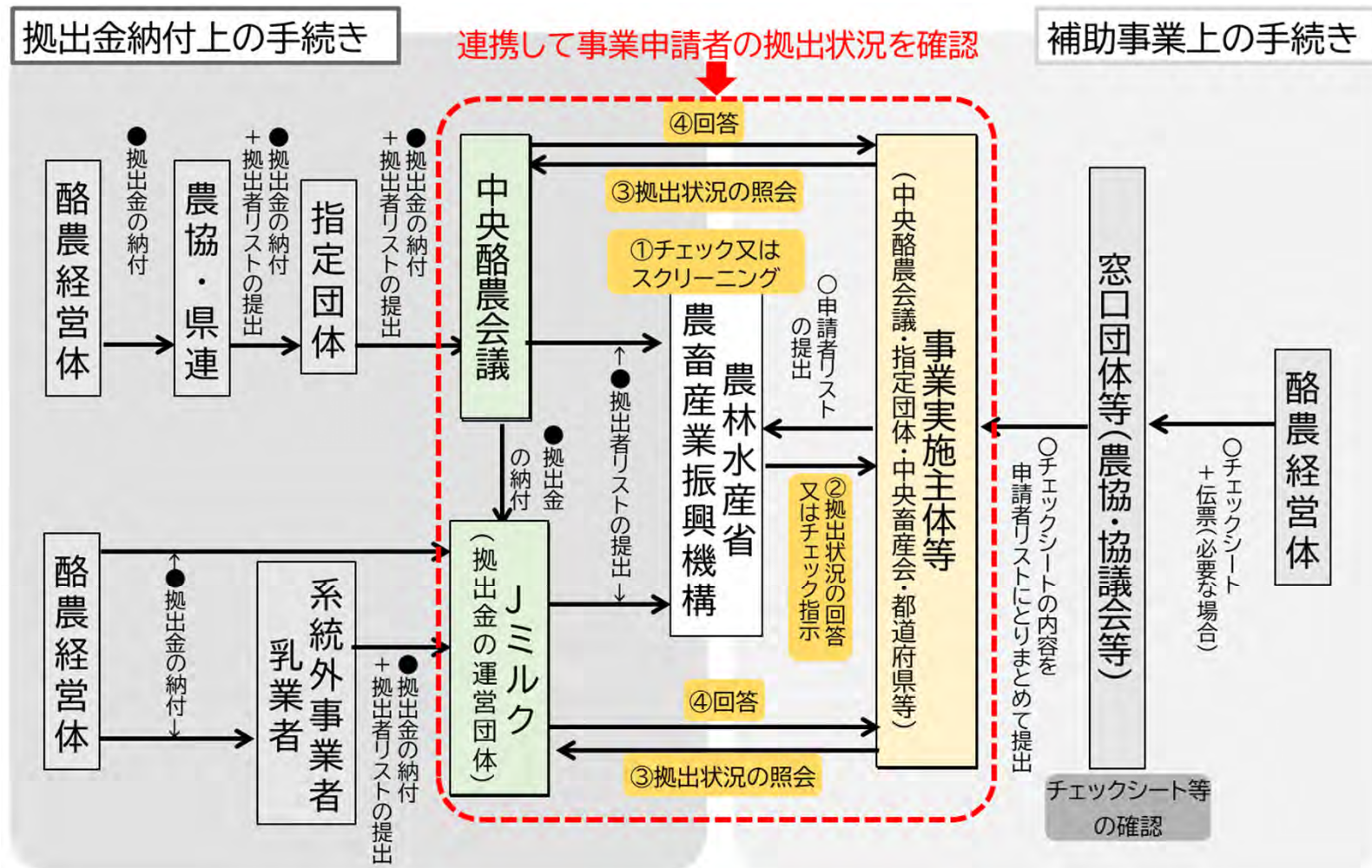
- ・①～④、⑥のALIC事業
⇒農林水産省及びALICへ提出
- ・⑤、⑦、⑧の事業
⇒農林水産省へ提出。
- ・その他の事業については、都度要綱等で指定します。

Ⅲ－３ 抛出実績の突合



申請者の拠出実績の確認

- 事業に申請した酪農経営体が、全ての取引乳量に対し拠出金を納付していることを関係団体と連携の上、拠出実績のリストと補助金申請のリストを突合して確認します。



● 処出金の納付



40

◆ 農林水産省畜産局牛乳乳製品課の特設ページ

URL: <https://www.maff.go.jp/j/chikusan/gyunyu/lin/kurokon.html>

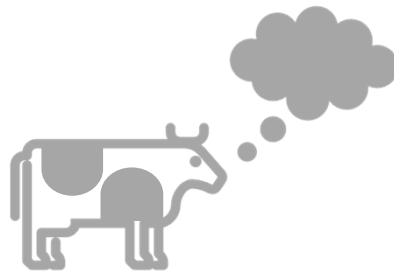


◆ 生乳需給安定クロスコンプライアンスに係るお問い合わせ窓口

URL:
https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/seisan/c_gyunyu/kurokon_madoguchi.html



IV 酪農乳業需給変動対策特別事業について (Jミルク)



【振返り】令和3年度酪農・乳業意見交換会より**【需給調整の意義について】**

我が国の生乳需給は、畜安法の下、飲用需要に対して優先的に生乳を供給し、飲用需要の変動を乳製品加工で調整することにより、酪農経営、乳業経営の安定を図る構造となっている。しかし、生乳需給が過剰に緩和すると乳製品在庫の積み増しに加え、乳製品工場を有するメーカー及びその地域の生産者に需給調整の負担が集中するなどし、そのような状況を放置すれば、**乳製品加工による需給調整の構造が破綻し、飲用市場も含めた生乳流通全体の安定を保つことができなくなるおそれがある。**

➡ **需給調整の恩恵は、全国すべての生産者、乳業者が享受**

不測の事態等による乳製品の需給変動に迅速に対処できる準備を、業界協働で構築する必要がある。



困ったときに使用する＝「保険」的な位置づけ

新たな基金を造成し、基金を基にした事業を設立

(事業趣旨)

酪農乳業の持続的な発展に需給の変動が大きく影響をおよぼす為、この影響を最小限に抑え安定的な産業の発展の下支えをすべく、国の指導等を受けつつ、乳製品の過剰在庫等への対応を図り、もって酪農乳業の経営の安定に貢献することを目的とする。

(事業実施主体)

①農業協同組合連合会

②需給変動対策基金に拠出する畜産経営の安定に関する法律(昭和36年法律第183号)(以下、「畜安法」という)第2条第4項第1号ロ、二及び三に定める対象事業者

③需給変動対策基金に拠出する生乳自主流通事業者等

④乳製品在庫調整実施乳業者

※在庫調整乳業者とは、本事業基金に拠出があり、乳製品の在庫調整を希望し認められた乳業者

基金に拠出しているすべての生産者、乳業者が事業を活用できる

(事業の内容)

需給変動対策基金から以下の対策について助成する。

- 1 乳製品在庫削減対策
事業実施主体が在庫削減のために脱脂粉乳等を飼料用への転用等、既存需要とは異なる新規需要の創出に資する特定市場に販売する取り組み。また、過剰在庫を長期保管する取り組み。
- 2 計画的増産対策(検討中)
生乳生産の増加を目的とした対策
- 3 本事業を円滑に推進を図るために必要な取り組みについて並びにJミルクにおける必要経費。
- 4 Jミルク理事会が認めた対策。

	状況	対策名	概要
1	乳製品が大幅な過剰になると見込まれる時	乳製品在庫削減対策	乳製品(脱脂粉乳、バラバター)の隔離及び在庫消化対応
2	乳製品が大幅に不足すると見込まれる時	計画的増産対策 (検討中)	

1.乳製品在庫削減対策①

(方法)

脱脂粉乳等を飼料用への転用、輸入調製品等の置換え並びに海外への輸出で販売をすることにより生じる価格差に相当する額また長期保管による経費へ助成する。

(対象事業実施主体)

農業協同組合連合会、在庫調整乳業者、需給変動対策基金に拠出する畜安法第2条第4項第1号ロ、二、三に定める対象事業者及び需給変動対策基金に拠出する生乳自主流通事業者とする。

(対象製品)

脱脂粉乳、バラバター

※在庫調整乳業者製造品(委託生産含む)を対象とし、本事業運営上での売買以外での製品(仕入)は対象としない
(本事業にて長期保管を実施する全国連との売買製品は対象)

(価格差助成)

指定する大口需要者価格から想定される利益等分を差し引いた価格から販売価格を差し引いた価格差を助成する。尚、国の事業が実施された場合は、その内容を踏まえた助成とする。

(助成単価算出の基本的な考え方 (単位:円/kg))

大口需要者価格－利潤等相当分－実販売価格＝助成単価

1.乳製品在庫削減対策②

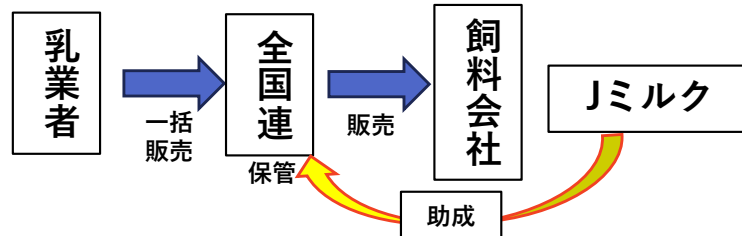
(対策内容)

【脱脂粉乳】

第1実施対策

○在庫隔離及び在庫削減混合策

- ・Jミルクが指定する価格で全国連が在庫調整乳業者から一括購入し、市場から在庫を隔離する
(流動混合保管方式で実施)
- ・全国連から農系飼料会社に販売し消化する
- ・四半期毎に販売価格を設定し購入価格との価格差を助成
- ・保管料、入出庫料、運送費、負担金利分等を助成



第2実施対策

状況等を踏まえ上記第1実施対策では対応しきれないと判断した場合次の対策を併用実施する。

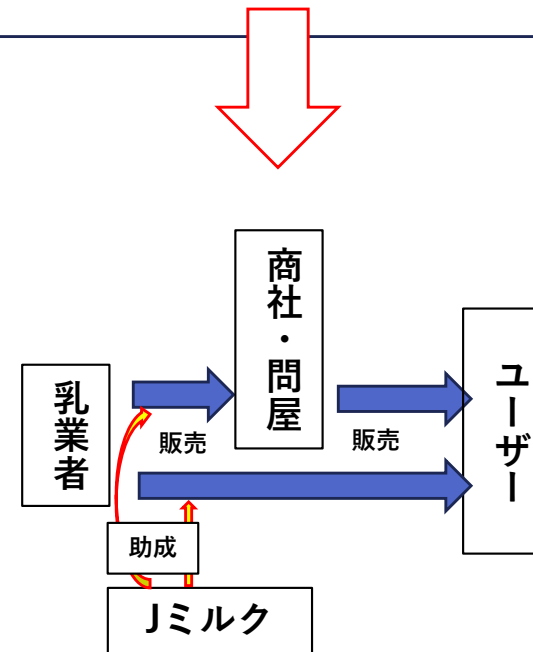
○事業実施主体が自ら販売策を実施する

- ・飼料向け販売策(対象:商系飼料会社)
- ・調製品置換え策(対象:内部置換、外部販売)
- ・海外輸出策(対象:国内売渡による海外輸出)
- ・指定する価格と販売価格との差を助成

【バター】

第1実施対策

- 調製品置換え策(対象:内部置換、外部販売)
 - 海外輸出策(対象:国内売渡による海外輸出)
 - ・指定する価格と販売価格との差を助成
- 但し、取引条件等は要検討



以下の指標等による生乳需給環境等を踏まえ、戦略ビジョン推進特別委員会にて検討後、Jミルク理事会の決議により決定する。

《乳製品在庫削減対策 実施に係る検討指標》

	実施に係る検討指標	詳細	検討開始指標		実施開始目安	
			脱	バ	脱	バ
1	国内における脱脂粉乳等の年度末在庫数量が一定基準を上回ると予測された場合	Jミルクが策定し公表する需給見通しの年度末在庫量が次の水準(在庫月数)を上回る	6.0ヶ月	5.5ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月
2	国内における脱脂粉乳等の在庫数量が一定基準を上回った場合	毎月公表される牛乳乳製品統計(農林水産統計)で、在庫数量が次の基準を2か月連続で上回る 尚、バラバター(冷凍)は形態別バターの需給表(独立行政法人農畜産業振興機構)で在庫数量が次の基準を連続で上回る	6.0ヶ月	5.5ヶ月 又はバラ バター 13.0ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月 又はバラ バター 16.0ヶ月
3	乳業者及び全国連で脱脂粉乳等の在庫数量が一定水準を上回った場合	Jミルクが実施する調査により、乳業者及び全国連の各団体において在庫水準が次の基準を調査実施月から6か月遡って2か月以上で上回る月がある、乳業者及び全国連が3団体以上ある	6.0ヶ月	5.5ヶ月	8.0ヶ月	6.5ヶ月

※在庫月数計算方法
当該月から12ヶ月前まで遡った一年間の当該社の平均需要量(kg/月)を
当該月末在庫で割る(小数点第2位を四捨五入)
但し、在庫対策等の特殊需要は除いて計算する

賞味期限
の1/3

過剰域の一步前

バターの需給(月別)

年・月		推定期末在庫量		推定出回り量		平均出回り量	在庫月数
			前年同月比		前年同月比		
2021/1	3/1	38,071	148.2	5,086	98.2	6,283	6.1
2	2	38,660	146.3	6,271	103.1	6,298	6.1
3	3	38,862	134.9	7,268	89.9	6,230	6.2
4	4	39,293	121.1	7,468	125.4	6,356	6.2
5	5	41,721	113.5	5,382	106.0	6,382	6.5
6	6	42,232	109.4	6,394	121.8	6,477	6.5
7	7	42,070	107.7	6,188	98.9	6,471	6.5
8	8	42,410	106.2	6,214	109.1	6,514	6.5
9	9	41,678	107.9	6,018	95.7	6,491	6.4
10	10	40,587	106.9	6,584	108.2	6,533	6.2
11	11	38,618	105.5	7,946	114.9	6,619	5.8
12	12	37,125	105.8	9,275	107.8	6,675	5.6

コロナ禍でバター在庫が厳しかった
タイミング

形態別バターの需給表(国内乳業メーカー等13社の集計)

年度・月		月末在庫量													
				バラ		ポンド・シート等		家庭用		バラ		ポンド・シート等		家庭用	
		(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	(ト)	前年比 (%)	平均出回り	月数	平均出回り	月数	平均出回り	月数
3年	1	36,156	148.3	20,768	150.6	13,144	148.1	2,244	130.5	1,335	15.6	2,043	6.4	1,748	1.3
	2	36,689	146.7	21,874	157.6	12,711	131.4	2,104	144.5	1,320	16.6	2,054	6.2	1,754	1.2
	3	36,734	135.5	22,425	152.0	12,340	112.4	1,969	143.7	1,357	16.5	2,073	6.0	1,767	1.1
	4	37,249	122.0	23,163	141.5	12,050	94.1	2,036	150.5	1,418	16.3	2,182	5.5	1,753	1.2
	5	39,538	114.3	24,542	129.0	12,860	91.7	2,136	138.7	1,457	16.8	2,225	5.8	1,737	1.2
	6	40,062	110.0	25,233	124.1	12,921	89.6	1,907	113.9	1,511	16.7	2,261	5.7	1,733	1.1
	7	40,012	108.4	25,154	123.7	12,621	87.8	2,237	102.3	1,545	16.3	2,279	5.5	1,730	1.3
	8	40,323	106.7	25,045	122.0	12,818	87.2	2,460	96.0	1,583	15.8	2,303	5.6	1,733	1.4
	9	39,763	108.5	24,535	121.1	12,877	91.8	2,351	99.1	1,617	15.2	2,290	5.6	1,734	1.4
	10	38,784	107.4	23,908	119.1	12,389	91.3	2,487	100.7	1,665	14.4	2,311	5.4	1,733	1.4
	11	37,001	106.0	23,032	118.5	11,513	89.2	2,457	96.6	1,707	13.5	2,318	5.0	1,739	1.4
	12	35,589	106.6	22,637	117.3	11,105	90.1	1,847	104.6	1,747	13.0	2,341	4.7	1,731	1.1

《計画的増産対策 実施に係る検討指標》

	実施に係る検討指標	詳細
1	検討中	

《各対策共通 実施に係る検討指標》

検討指標に合致していないが 検討すべき状況になった場合	Jミルク戦略ビジョン推進特別委員会での協議の上、発動の可否について判断する
--------------------------------	---------------------------------------

《留意事項》

◎Jミルクが1月に公表する次年度の需給見通しで、事業実施の可能性が高いと見込まれる場合においては、戦略ビジョン推進特別委員会で迅速な実施の決定が行えるよう、予め1月に実施されるJミルク理事会に上程する。

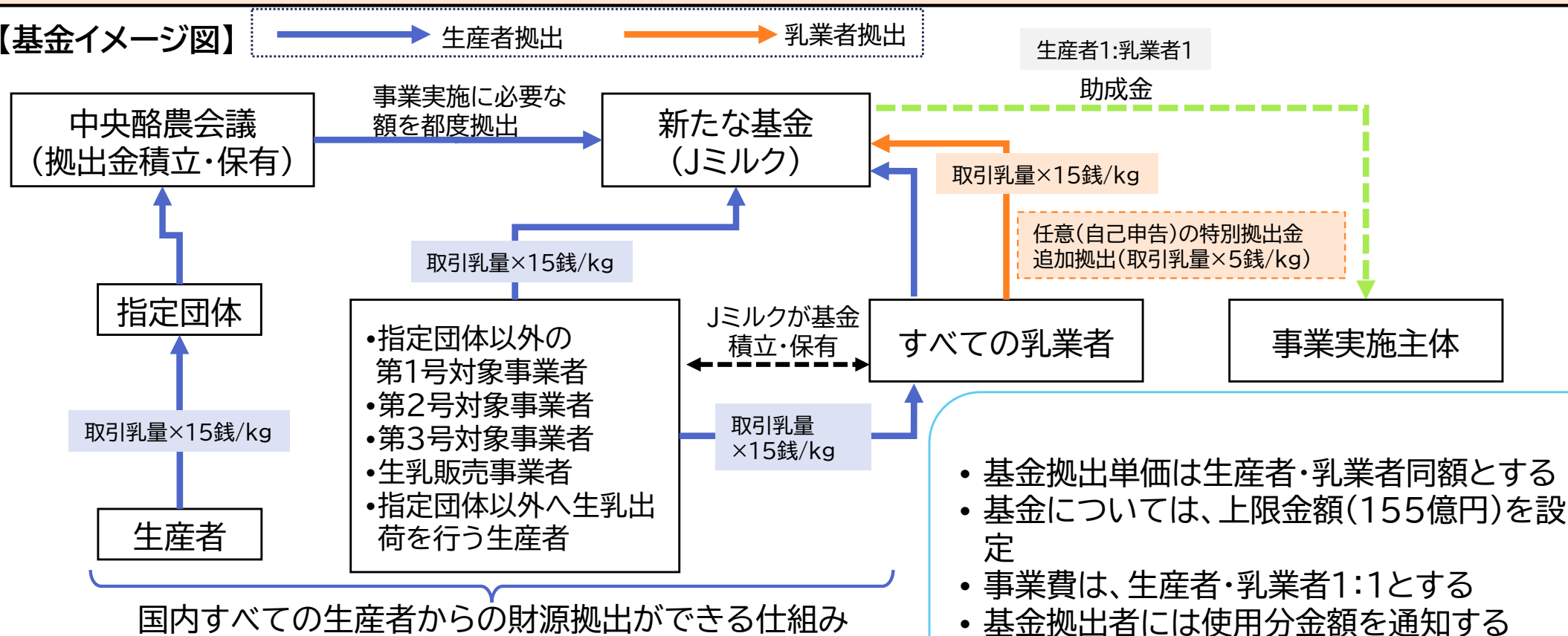
《各対策終了要件》

各対策共に、戦略ビジョン推進特別委員会にて需給状況等を踏まえ、継続又は終了を協議し、Jミルク理事会で承認を得る。

酪農乳業需給変動対策基金の概要

国内におけるすべての生産者、乳業者からの財源拠出により造成するものとし、その拠出方法及び管理等については、別に定める「酪農乳業需給変動対策基金要領」によるものとする。拠出額は、生産者・乳業者ともに需給変動対策金として取引乳量×15銭/kgの拠出を関係団体等の協力を得て依頼。

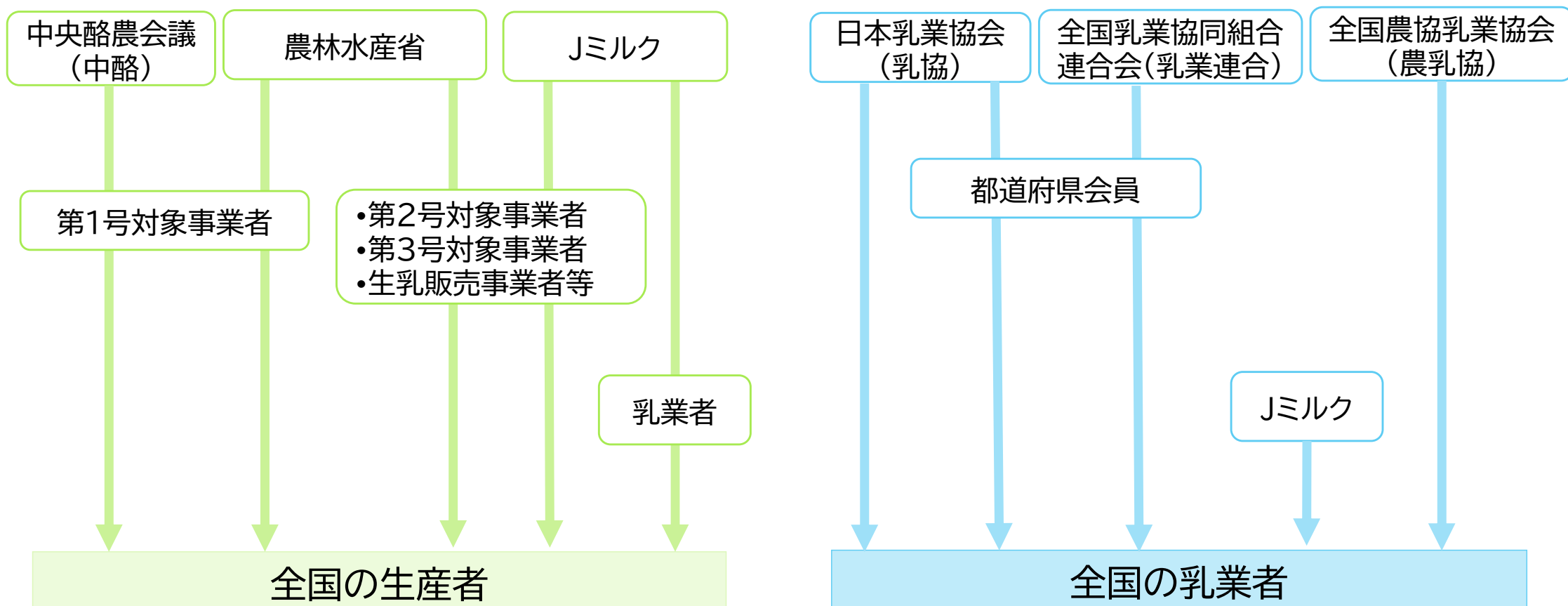
【基金イメージ図】



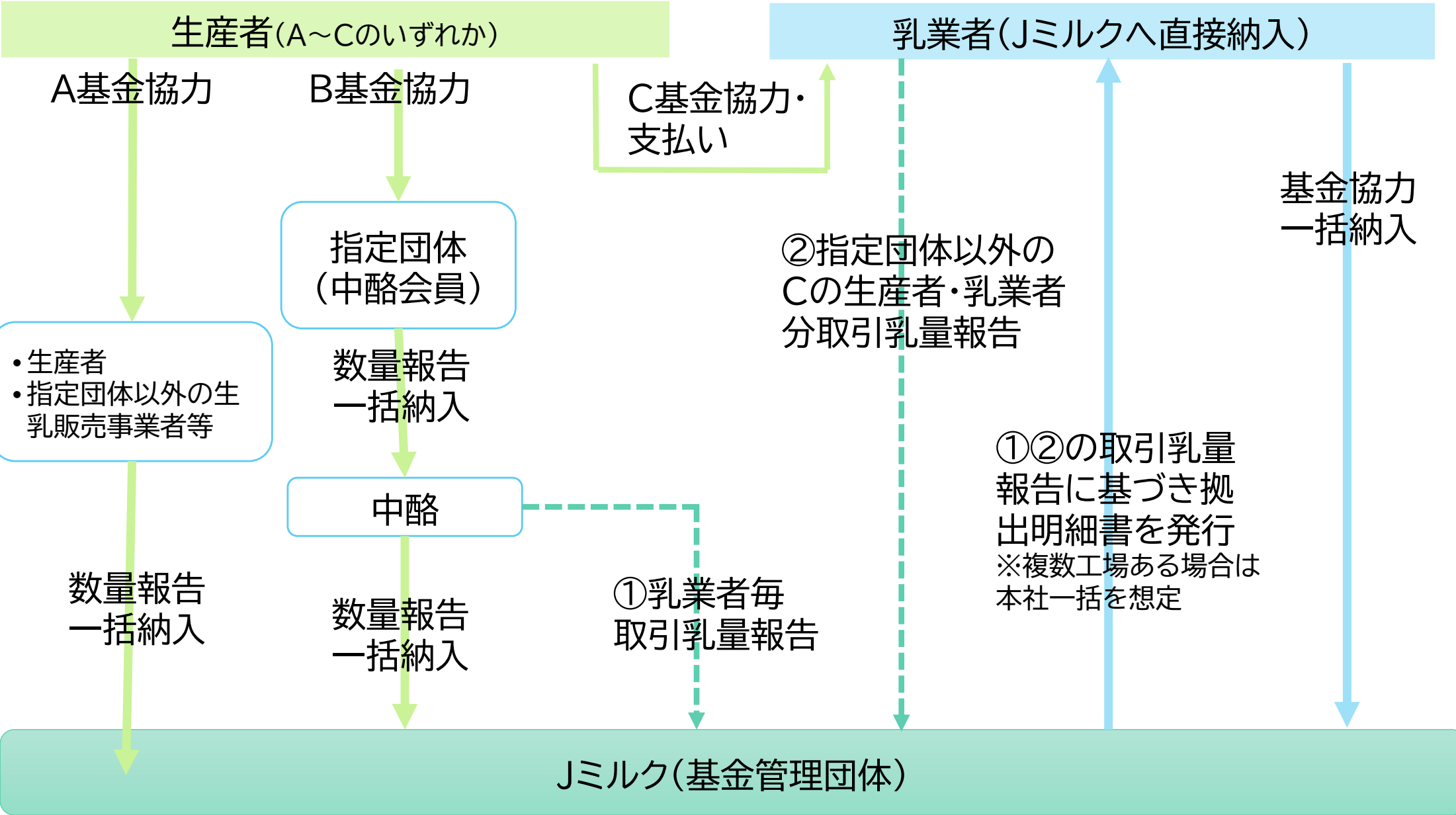
手続き等については別途説明会を開催予定

酪農乳業需給変動対策基金への協力依頼の仕組み

基金への拠出を全国すべての生産者及び乳業者を対象として本事業への協力を関係団体等の協力を得て会員等へ周知を依頼し、全国の関係関係者に参加いただけるよう取り進める。



Jミルクの所属会員・一般拠出金の拠出などにかかわらず事業へのご協力意向のある事業者に参加いただける仕組みを構築



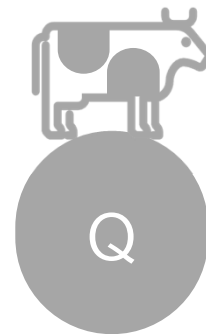
※基金への拠出は消費税は不課税として取り扱う

時期	項目	内容
3月19日以降	事業実施及び基金造成への協力依頼	酪農乳業関係団体を通じて生産者及び乳業者へ依頼文書を発信
4月上旬	基金拠出関係者向け説明会 予定	関係団体等を通じて全国の生産者・乳業者に事業内容及び基金造成方法について詳細をご説明
5月中	需給変動対策金納入同意書の提出	事業に賛同する生産者・乳業者から関係団体を通じてあるいは直接Jミルクへ提出
5月下旬	需給変動対策金のお支払手続き	Jミルクから納入依頼書の発行等を行い基金造成を開始
6月中	需給変動対策金同意者の公表	5月中に同意書をご提出いただいた生産者・生産者団体・乳業者等をJミルクウェブサイト公表

Jミルクお問い合わせ先
 生産流通グループ TEL03-5577-7493
 事業の内容に関すること 山崎 m-yamazaki@j-milk.jp
 基金造成に関すること 関 y-seki@j-milk.jp

ご不明な点等ございましたらお気軽にお問い合わせください。

V 事前質問への回答





Q

現状、全国協調対策への拠出金を、農協が代わりに負担していますが、各農家が拠出したとみなすことは可能でしょうか。

但し、積算根拠となる各農家ごとの生乳取引量及び拠出金額はリスト化し、提出は可能です。



A

認定事業への拠出は酪農経営体が負担することが原則ですが、事業者が肩代わりして納付する場合でも、当該酪農経営体が納付したものとみなすことは可能です。



Q

現在、生産者は指定団体出荷分に応じて生乳流通改善緊急事業などの補助金を受け取っていますが、取引乳量のうち一部（指定団体出荷分）のみ拠出している場合でも補助金等を受け取ることができますか？



A

取引乳量の一部のみ拠出している場合は、「全ての取引乳量に対して拠出を行うこと」という要件に違反するため、同事業の補助金の交付を受けることはできません。



現在、指定団体と系統外事業者に二股出荷をしています。指定団体への出荷割合が何割以上であれば、補助金の貰える額が拠出額よりも上回りますか。



補助金の貰える額の多寡によらず、本クロスコンプライアンスにより、全国的な生乳需給安定のための取組が拡大することは、牛乳乳製品の需給と価格の安定を通じて全ての酪農乳業関係者に裨益するものだと考えております。

なお、ご質問に関しては、生乳を出荷する事業者や、受益している補助事業が何であるかによって、試算結果は変わりますので一概には言えませんが、

例えば、北海道で、①国産チーズ生産奨励等事業、②生乳流通改善緊急事業、③バター・脱脂粉乳需給不均衡改善緊急事業による受取額を計算すると、

指定団体への出荷割合が1.5割～2割以上の生産者は、新たに拠出が必要となる金額よりも、補助事業で交付される金額の方が大きくなります。